社会政策学会

第 153 回（2026 年度秋季）大会

プログラム

◆共通論題◆

〈多文化共生社会〉における社会政策を問い直す

―労働と福祉の観点から―

2026 年 11 月 28 日（土）～29 日（日）

中京大学 名古屋キャンパス

社会政策学会第 153 回（2026 年度秋季）大会実行委員会
実行委員長 岡本 祥浩（中京大学）

実行委員会事務局 e-mail: yokamoto@mecl.chukyo-u.ac.jp

※懇親会参加・お弁当は大会参加登録と一緒に事前にお申込み・前納ください（準備の都合上、大会当日の懇親会参加・お弁当のお申込みは原則お受けできないことご了承ください）。

※学会ホームページ上の参加登録システムから、 10 月 19 日（月）【正午】～11 月 18 日（水）【正午】の期間内にお申込みください（参加費のご納入は 11 月 23 日（月）までの着金が必要です）。

大会プログラム目次

社会政策学会第153回大会の開催にあたって.....1
第 153 回大会実行委員会からのお知らせ.....2
フルペーパーの閲覧方法について.....4
第 153 回(2026 年度秋季) 大会プログラムの概要.....5
第 1 日 11 月 28 日(土)プログラム.....7
第 2 日 11 月 29 日(日)プログラム.....12
共通論題 報告要旨.....14
テーマ別分科会 報告要旨.....17
自由論題 報告要旨.....30
幹事会・各種委員会・専門部会開催の場所.....39
大会会場・交通アクセス.....40
キャンパスマップ.....41
教室配置.....42
懇親会のご案内.....46

2026 年度秋季大会における総会開催について

代表幹事　熊沢 透

下記の通り開催しますので、会員はご参集ください。

日時：2026 年 11 月 28 日（土）17:15～18:15
会場：中京大学名古屋キャンパス　清明ホール（1 号館 3 階）

社会政策学会第 153 回大会の開催にあたって

第 153 回社会政策学会(2026 年度秋季)大会を 2026 年 11 月 28 日(土)・29 日(日)の二日間にわたって中京大学名古屋キャンパスで開催します。本学での開催は 2 回目で、前回は 2002 年 10 月 19 日(土)・20 日(日)に『現代日本の失業』を共通論題として、254 名をお迎えしました。

今回の開催時期は前回や例年よりもかなり遅い時期となりました。愛知県、名古屋市を中心に「第 20 回アジア競技大会（2026／愛知・名古屋)」(2026 年 9 月 19 日（土）～10 月 4 日（日）)と「第 5 回アジア・パラ競技大会（2026／愛知・名古屋)」(2026 年 10 月 18 日(日)～10 月 24 日(土))が開催されたことによります。

さて、本大会の開催地である名古屋圏は異なったものが触れ合う地域のようです。畳寸法が関東と関西の間であるように東西の文化が融合する地として知られています。もう少し見ると、名古屋のまちづくりは戦国時代の終わりを告げるところから始まり、戦と平穏の間に姿を現しています。名古屋圏を代表する企業としてトヨタが想起されますが、陶磁器などの伝統産業や愛知県が日本有数の農業県であることも忘れてはなりません。旺盛な製造業の求人は在留外国人比率を高め、公的住宅団地に新たなコミュニティを生んでいます。開催地の八事に目を移すと、多くの寺院が立ち並び名古屋の城下町と外部との間であることを想起させます。かつて、八事は名古屋の郊外行楽地や別荘地と位置付けられていました。地形的にも八事は、名古屋港から初めて到達するしっかりした地盤です。海と陸、市街地と郊外という性格の異なるものが触れ合う八事で、名古屋圏で新しい世界が浮かび上がることを楽しみにしています。

今大会の共通論題は、国内在留外国籍人口の増加や外国人政策の厳格化の議論などを背景に「〈多文化共生社会〉における社会政策を問い直す――労働と福祉の観点から」と題し、恵羅さとみ氏(法政大学)を座長に、加藤壮一郎氏(神奈川県政策研究センター)、鹿毛理恵氏(沖縄国際大学)、南野奈津子氏(東洋大学)、大澤優真氏(一般社団法人つくろい東京ファンド)からご報告いただきます。共通論題は、11 月 29 日(日)の午後に開催予定ですが、これに加えて 11 の多彩なテーマ別分科会や 11 の自由論題、4 つの書評分科会などを予定しております。

本大会はほぼ四半世紀ぶりの中京大学での開催になりますが、亀山俊朗、中嶌　洋、水野勝康(以上、現代社会学部)、渡邊幸良（同朋大学)、浅野和也(津市立三重短期大学)、竹田昌次、そして私(総合政策学部)で実行委員会を組織して準備を進めてまいりました。

みなさまのお越しを心よりお待ちしております。皆さまと名古屋の地で新しい世界を垣間見ることを楽しみにしています。

社会政策学会第 153 回大会実行委員長　岡本祥浩

第 153 回大会実行委員会からのお知らせ

1. 参加登録・参加費等の前納について

○ 学会ホームページ上にオンライン参加登録システムを設けます。大会に参加される方は 11 月 18 日（水）【正午】までにお申込み（参加登録）ください。

【大会参加申込フォーム URL】
https://service.gakkai.ne.jp/society-member/auth/apply/JASPS
社会政策学会ホームページ>重要なお知らせ>「次回大会」からアクセス

○ 参加費等（大会参加費/懇親会費/お弁当代）は、参加登録後に配信される、登録完了のお知らせメールをご参照の上、クレジットカード決済か ゆうちょ銀行口座にお振込みください（ゆうちょ銀行口座へのお振込みの場合かかる手数料は各自でご負担ください）。参加費等のご納入は 11 月 23 日（月）までの着金が必要です。

○ 大会参加費は、一般会員は前納 2,500 円（大会当日 3,000 円）、割引会員（常勤職に就いていない会員）および外国人会員は前納 1,500 円（当日 2,000 円）です。永年会員は無料です。非会員は（一般・院生とも）一般会員と同額です。

○ 懇親会費（6,000 円）、お弁当代（1 食 1,100 円）は事前のお申込み・前納のみです。準備の都合上、大会当日のお申込みは原則お受けできません。ご了承下さい。

○ 11 月 28・29 日とも本学食堂は利用できません。

○ 前納された大会参加費、お弁当代、懇親会費は原則払戻しできません。ご了承下さい。

2. 大会受付・大会本部について（41-42 頁ご参照）

○ 11 月 28 日（土）、29 日（日）とも、受付は 0 号館（センタービル）8 階　0805 教室で行います（08C 教室が予備室）。

3. ご昼食について

○ お弁当は、参加登録時にどなたでもお申込みいただけます。参加登録時にお申込み・前納ください。

○ お弁当代[ペットボトルのお茶付き]は 11 月 28・29 日とも 1 食 1,100 円です。お弁当・お茶は休憩室（0 号館 8 階　0806・0807 教室）でお渡し（当日 11 時頃からを予定）します。

4. 懇親会について（42、46 頁ご参照）

○ 本学 0 号館（センタービル）2 階「CHUKYO Terrace」にて開催します。

○ 参加登録時にお申込み・前納ください。懇親会費は 6,000 円です。

5. フルペーパー、報告時間について

○ 大会におけるフルペーパーは、「フルペーパーの閲覧方法」（4 頁）をご覧ください。会場内でフルペーパーの配布は行いません。

○ 自由論題報告者の報告時間は 25 分、質疑応答時間は 10 分です。ご不明な点は、駒川智子 秋季企画委員長（komagawa@edu.hokudai.ac.jp）にお問い合わせください。

6. プレゼンテーション・ツールのご使用、レジュメ等資料配布について

○ ご報告の際は、プレゼンテーション・ツール（PDF 等）のご使用、またはレジュメ等の資料配布をご検討ください。

○ 資料配布は任意で、簡易（様式・枚数とも自由）なもので結構です。配布する場合の目安は 50 部で

す。当日会場までご持参ください。プレゼンテーション用データも USB メモリに保存し当日ご持参ください。いずれも開催校に事前送付・送信なさらぬようご協力をお願いします。

◯ ソフトウェア動作環境にご不安がある場合、また Mac をご使用なさりたい場合、プレゼンテーション用ソフトウェア等がインストールされたご自身のパソコンと接続コード（HDMI 端子用）をご持参ください。HDMI 端子に接続し、スライド等を投影することが可能です。

7. キャンパス内での Wi-Fi ご利用について

◯ 本学は、国際学術無線 LAN ローミング基盤（eduroam）に参加しています。eduroam 参加校にご所属の方は、eduroam を通じて Wi-Fi をご利用いただけます。eduroam 参加校にご所属でない場合、11 月 28・29 日の 2 日間 に限り、中京大学認証ネットワークの利用が可能なゲスト・アカウントをご用意いたします (40 回線分)。ご入用の方は当日受付時にお申し出ください。ID、パスワード等の設定資料をお渡しします。

8. 共通論題と総会の情報保障について

◯ 共通論題と総会では情報保障のため字幕映示を提供します。

9. 名札と大会参加証明書について

◯ 受付時にお渡しする名札ケースは大会終了時までに受付設置の箱にご返却ください。

◯ 名札は大会参加証明書を兼ねます。大会参加証明書がご入用な方は名札ケースご返却の際に中身の名札だけを忘れずお持ち帰りください。

◯ お弁当をお受取りになる際、あるいは懇親会会場にお入りになる際、受付担当に見えやすいよう名札をご提示ください。

大会期間中の託児補助金制度について

社会政策学会事務局

大会に参加するため、託児サービスを利用した会員に対して、大会期間中を対象に、費用の一部を補助します。

この制度の利用は前記の大会申込フォームにて申請してください。

※ 託児補助制度のご案内は、前記の大会参加申込フォーム URL のトップページでご確認できます。

フルペーパーの閲覧方法について

会員および大会参加者は、以下の方法でフルペーパーを閲覧・ダウンロードできます。

1. ファイルを閲覧できるサイト
 社会政策学会ホームページ上に開設します。https://jasps.org/

2. 閲覧可能期間（予定）
 2026 年 11 月 20 日（金）～12 月 20 日（日）
 ＊閲覧開始時に、会員宛て一斉メールで改めてお知らせいたします。

3. IDとパスワード
 ID：
 パスワード：

 ＊ID、パスワードは、他人に教えることのないようお願いいたします。
 ＊非会員の参加者には、大会時にお知らせします。
 ＊Android　OS の標準ブラウザや Chrome では認証できません。
 　Firefox 等のブラウザをインストールするか、他の OS で論文をダウンロードしてください。

4. ファイルの形式
 原則として PDF です。MS－WORD、MS－EXCEL の場合もあります。

5. お問い合わせ
 　広報委員長　吉村 臨兵（愛知学院大学） rimpay@dpc.agu.ac.jp

第 153 回（2026 年度秋季）大会プログラムの概要

第 1 日　2026 年 11 月 28 日（土）　テーマ別分科会・自由論題・書評分科会

9:30～11:30	テーマ別分科会	①左派労働運動の戦略とその変化	0801 教室
		②社会的排除と時間貧困	0802 教室
		③公害をめぐる被害・支援・制度の再考	0810 教室
	自由論題	【A】労働史	0803 教室
		【B】就労支援と労働組合	0808 教室
		【C】生活・家族	0809 教室
11:30～12:50	昼休み		
12:50～14:50	テーマ別分科会	④生活困窮者自立支援制度の「センター方式」によるワンストップ機能の可能性―4政令指定都市の比較から	0801 教室
		⑤「市場の論理」に抗する家事・ケア労働者と利用者の連携―ディーセントワークの実現に向けた日米仏の挑戦	0802 教室
		⑥福祉制度の実施・運用とその変容	0810 教室
	自由論題	【D】労働経済	0803 教室
		【E】社会保障とジェンダー	0808 教室
		【F】社会保障・社会福祉１	0809 教室
	書評分科会	社会政策・社会保障１	05A 教室
14:50～15:00	休憩		
15:00～17:00	テーマ別分科会	⑦学生アルバイトの労働と生活―学生アルバイトに依存する産業に着目して	0801 教室
		⑧貧困の理論的再検討	0802 教室
		⑨「子ども若者総合相談センター」の政策実装	0810 教室
	自由論題	【G】子ども・若者	0803 教室
		【H】高年齢者	0808 教室
		【I】地域	0809 教室
	書評分科会	労働	05A 教室
17:15～18:15	総会		清明ホール
18:40～20:25	懇親会		Chukyo Terrace

第 2 日　2026 年 11 月 29 日（日） テーマ別分科会・自由論題・書評分科会・共通論題

9:30～11:30	テーマ別分科会	⑩ベトナムにおける社会保障の現在地 —国家制度・家族扶養・社会組織を手がかりに	0801 教室
		⑪認定就労訓練事業における雇用主関与と支援機関の役割—就労困難者を職場につなぐ条件	0802 教室
	自由論題	【J】社会保障・社会福祉2	0803 教室
		【K】労働	0808 教室
	書評分科会	社会政策・社会保障2	0809 教室
		国際	0810 教室
11:30～12:50	昼休み		
12:50～15:45	共通論題	〈多文化共生社会〉における社会政策を問い直す —労働と福祉の観点から	清明ホール
		座長：惠羅さとみ（法政大学） 第 1 報告　デンマークにおける排外主義の動向と社会的包摂の試み 加藤壮一郎（成城大学） 第 2 報告　アジアの女性労働と日本の受け入れの課題—スリランカの事例から 鹿毛理恵（沖縄国際大学） 第 3 報告　地域共生社会における外国人の包摂—福祉・支援における政策課題 南野奈津子（東洋大学・非会員） 第 4 報告　外国籍者と貧困 —その実態、公的扶助、生存権保障をめぐって 大澤優真（NPO 法人北関東医療相談会／一般社団法人つくろい東京ファンド）	
15:45～17:00		総括討論	

※共同研究の場合、登壇者氏名に下線を引いて示しています。

第 1 日　11 月 28 日（土）プログラム

9:30～11:30　テーマ別分科会・自由論題

テーマ別分科会 ①　　**0801 教室**

左派労働運動の戦略とその変化　　**〔労働組合部会〕**

座長・コーディネーター: 藤井浩明（大同大学）

1. 国鉄分割民営化後の国労労働運動の展開と今日的課題
　　松尾孝一（青山学院大学）
2. 日本における金属労働運動の分岐と刷新―JMIU の労働運動戦略を事例として
　　石丸暁彦（立命館大学・院生）

テーマ別分科会 ②　　**0802 教室**

社会的排除と時間貧困　　**〔社会的排除／包摂部会〕**

座長・コーディネーター:　亀山俊朗（中京大学）

1. 生活時間の植民地化
　　時安邦治（学習院大学）
2. 時間貧困と自律・エージェンシー―時間をめぐる正義の観点からの検討
　　平野寛弥（上智大学）
3. 「時間貧困」から「時間的自律性」へ―ケアを担う女性の時間経験に関する質的研究
　　村上慎司（金沢大学）・堅田香緒里（法政大学）

テーマ別分科会 ③　　**0810 教室**

公害をめぐる被害・支援・制度の再考　　**〔一般〕**

座長・コーディネーター:　日田　剛（九州医療科学大学）

予定討論者: 田中聡子（県立広島大学）

1. 社会構造の変容に伴う公害被害者支援の変化―土呂久の事例からの考察
　　伊藤泰三（県立広島大学）
2. 水俣病被害は認定制度の中でどのように把握されるのか―健康被害概念を手がかりとして
　　田中武士（津市立三重短期大学）
3. 水俣病の患者・被害者団体が分立する要因と相互の関係性に関する考察
　　藤島法仁（鹿児島国際大学）

自由論題【A】　労働史　　**0803 教室**

座長: 木村牧郎（名古屋経済大学）

1. 戦間期における人事評価の運用実態－卸売業M社の人事マイクロデータ分析をもとに
　　田口和雄（高千穂大学）・大島久幸（高千穂大学）・永戸哲也（高千穂大学）
2. 日本企業における独身寮制度の長期変遷―企業パネルデータによる実証分析
　　佐藤大修（京都大学・院生）
3. 革新主義期アメリカにおける女性労働規制と女性経済学者
　　―T.S.マクマホンとワシントン州産業福祉委員会
　　加藤健（大阪公立大学）

自由論題【B】 就労支援と労働組合 **0808 教室**

座長：駒川智子（北海道大学）

1. 失業対策事業の変容と「求職闘争」―「エネルギー革命期」における福岡県産炭地を事例として
平 将志（九州産業大学）
2. 日雇労働市場の変容と就労支援事業の再編
―西成労働福祉センターの近年の事業展開を中心に
川野英二（大阪公立大学）
3. 労働組合はなぜ格差を受け入れるのか―情報通信産業における制度変化と連帯意識の変容
対馬洋平（明治大学・院生）

自由論題【C】 生活・家族 **0809 教室**

座長：安藤加菜子 （愛知大学）

1. ポスト工業化社会における家族モデルの検証―1974-1984 年 A 市パネル調査から
西村幸満（国立社会保障・人口問題研究所）・毛塚和宏（九州大学）
2. 複合リスク下における社会関係資本の「自食」構造―家計困窮と孤独がもたらすゼロサム世界観
髙橋義明（東洋大学）
3. 「ケアの後」をどう支えるか―日本のケアラー支援政策の課題
斎藤真緒（立命館大学）

11:30～12:50 昼休み

12:50～14:50 テーマ別分科会・自由論題・書評分科会

テーマ別分科会 ④ **0801 教室**

生活困窮者自立支援制度の「センター方式」によるワンストップ機能の可能性－4政令指定都市の比較から **〔非定型労働部会〕**

座長・コーディネーター：大西祥惠（國學院大學）

1. 政令指定都市の「センター方式」 ―調査の目的と概要
渡邊幸良（同朋大学）
2. 「断らない」受付からはじまる支援－つなげる・ひろげる支援とは
杉野 緑（岐阜県立看護大学・名誉教授）・朝比奈朋子（東京成徳大学）
3. 相談者の可能性が広がる長期的視点に立った伴走型支援－就労準備支援・就労訓練を中心に
水野有香（愛知大学）

テーマ別分科会 ⑤ **0802 教室**

「市場の論理」に抗する家事・ケア労働者と利用者の連携―ディーセントワークの実現に向けた日米仏の挑戦 **〔ジェンダー部会〕**

座長：田中弘美（大阪公立大学）
コーディネーター：山根純佳（名古屋大学）
予定討論者：堅田香緒里（法政大学）

1. 女性運動の「発言 voice」と介護労働者の利益
―「無償労働としての介護」から「給付」をめぐる政治へ
山根純佳（名古屋大学）
2. フランスの「社会的連帯経済」と家事・ケア労働
―ロワール・アトランティック県、アソシエーション Z の事例
伊藤るり（一橋大学名誉教授・非会員）

3. 誰が賃金を払い、誰が交渉に応じるのか―米国カリフォルニア州 IHSS にみる連携の制度的条件
小谷 幸（日本大学）

テーマ別分科会 ⑥ **0810 教室**
福祉制度の実施・運用とその変容 **〔一般〕**
座長: 畑本裕介（同志社大学）
コーディネーター: 黒田有志弥（国立社会保障・人口問題研究所）

1. 福祉国家 3.0 における経済的困窮を超えた問題を対象とした「社会的排除」の位置づけ
畑本裕介（同志社大学）
2. 重層的支援体制整備事業の実施・運営の実態等からみた課題
堀毛忠弘（堺市役所・非会員）
3. 地方公共団体における予算措置による社会福祉専門職の展開とその政策的意義
黒田有志弥（国立社会保障・人口問題研究所）

自由論題【D】 労働経済 **0803 教室**
座長: 藤井浩明（大同大学）

1. フランスにおける高等教育段階のアルテルナンス拡大
――学生・教育機関・企業の合理性はいかに接続されるのか
五十畑浩平（名城大学）
2. 社会保険適用拡大は非正規雇用の処遇改善に寄与したか
小前和智（お茶の水女子大学）
3. 広島県におけるカキ養殖業の後継者問題に関する一考察
―美能漁業協同組合へのインタビュー調査に基づいて
髙瀬久直（安田女子大学）・山田涼馬（安田女子大学・非会員）
・高田裕（広島修道大学・非会員）

自由論題【E】 社会保障とジェンダー **0808 教室**
座長: 久本貴志（福岡教育大学）

1. 「金融化」が貧困に及ぼす影響と、それに対する社会保障の課題
小関隆志（明治大学）
2. 労働市場構造の変容と労働災害・労働安全衛生―ジェンダー・国際比較からみた日本の課題
石井まこと（大分大学）
3. 中国の中高年層におけるダブルケア責任と精神的負担
ケン メイ（アジア太平洋研究所）

自由論題【F】 社会保障・社会福祉 1 **0809 教室**
座長: 垣田裕介（大阪公立大学）

1. ドイツにおける労働の「再商品化」：前兆段階から現代的展開まで
松本尚子（大東文化大学）
2. 「市民手当」から「新求職者基礎保障」へ―ドイツの最低所得保障制度の検討
布川日佐史（法政大学大原社会問題研究所・名誉研究員）
3. 入口の支援は何と結びつき、伴走は何を支えるのか
―韓国自活事業にみる支援連鎖と多次元的自活、日本の自立相談支援事業への示唆
金 碩浩（愛知県立大学）

書評分科会 社会政策・社会保障1 **05A 教室**

座長： 瀬野陸見（阪南大学）

1. 大沢真理（東京大学・名誉教授）『生活保障システムの転換―〈逆機能〉を超える』（岩波書店）
 評者：田中聡一郎（駒澤大学）
2. 長友薫輝（佛教大学）『全世代型社会保障改革とは何か―国民健康保険と医療政策のゆくえ』（自治体研究社）
 評者：堀江孝司（東京都立大学）
3. 高林秀明（熊本学園大学）『災害時代を生きる条件―住民自治・普遍主義・ケア実践』（自治体研究社）
 評者：丹波史紀（立命館大学）

15:00～17:00 テーマ別分科会・自由論題・書評分科会

テーマ別分科会 ⑦ **0801 教室**

学生アルバイトの労働と生活―学生アルバイトに依存する産業に着目して **〔産業労働部会〕**

座長・コーディネーター： 金井 郁（埼玉大学）
予定討論者： 宮島佳子（UA ゼンセン・非会員）

1. 塾・予備校の学生アルバイト―学生低賃金労働を組み込んだ教育ビジネスの拡大
 田中洋子（筑波大学・名誉教授）
2. 勤務スケジュールの変動性―雇用形態・ジェンダーはどのように組み込まれているのか？
 金井 郁（埼玉大学）
3. 大学生の生活を支えるアルバイト―「大学生アルバイト調査」から
 後藤嘉代（労働調査協議会）

テーマ別分科会 ⑧ **0802 教室**

貧困の理論的再検討 **〔一般〕**

座長・コーディネーター： 志賀信夫（大分大学）

1. なぜ貧困は「あってはならない」のか
 志賀信夫（大分大学）
2. 貧困概念の社会プロセス的再構築：実践ベース解釈による規範的検討
 阿部崇史（拓殖大学）・宮本雅也（明治大学）
3. 統合的階級分析と貧困理論
 田村哲也（大分大学）
4. 生活保障ラインからみた戦後日本社会保障の展開―1961 年以降における防貧ラインの二層化
 鎌谷勇宏（大谷大学）

テーマ別分科会 ⑨ **0810 教室**

「子ども若者総合相談センター」の政策実装 **〔一般〕**

座長・コーディネーター： 御旅屋達（立命館大学）

1. 「子ども・若者総合相談センター」の名目化―ヒアリング調査の全体像と分析枠組み
 御旅屋達（立命館大学）
2. 子ども・若者総合相談センターにおける都道府県の役割―ヒアリング調査からみる制度運用の多様性
 阿比留久美（早稲田大学）・原 未来（滋賀県立大学）
3. 子ども・若者総合相談センターは基礎自治体でいかに実装されるのか―市町村の6窓口のインタビューから

岡部 茜（佛教大学）・南出吉祥（岐阜大学）

自由論題【G】 子ども・若者 **0803 教室**

座長：楊 慧敏（県立広島大学）

1. 子どものサポートネットワークの国際比較―福祉レジーム論の枠組みによる計量分析
 赤城 拓（京都大学・院生）
2. 家族資源に依拠できない若者の制度アクセスをめぐる論点―高等教育移行期における保証人・緊急連絡先要件に着目して
 青木健資（東京都立大学・院生）
3. なぜ若者の居場所は消えたのか―イタリア青少年センター（CAG）の縮小にみる自治体・NPO 協働の持続条件と日本への示唆
 土岐智賀子（立命館大学）

自由論題【H】 高年齢者 **0808 教室**

座長：保田真希（名寄市立大学）

1. 高齢夫婦世帯における家計管理・消費決定の担い手と健康状態
 ―日常生活を支える家計運営からみる高齢期の生活保障上の脆弱性
 聶 逸君（立教大学）
2. 介護保険データから見たエイジングインプレイスの現状
 仁科伸子（熊本学園大学）
3. 厚生年金の適用拡大と高年齢者の労働供給
 山田篤裕（慶應義塾大学）・吉田泰（慶應義塾大学・院生・非会員）

自由論題【I】 地域 **0809 教室**

座長：浅野和也（津市立三重短期大学）

1. 地域における医療アクセスの確保と持続可能な在宅医療体制の構築に向けて―オンライン診療の普及をめぐる政策的課題を中心に―
 中森幸雄（市立野洲病院）
2. 災害被災地における住居再建支援の非利用とその影響
 三輪佳子（立命館大学）

書評分科会 労働 **05A 教室**

座長： 渡部あさみ（岩手大学）

1. 林 亜美（神田外語大学）『求職者支援訓練のジェンダー分析―受講者のつながる場とエンパワーメント』（法律文化社）
 評者：櫻井純理（立命館大学）
2. 松本典子（駒澤大学）『労働者協同組合とは何か―連帯経済とコモンを生み出す協同組合』（中央経済社）
 評者：小関隆志（明治大学）
3. 田中裕美子（福井県立大学）『日本における既婚女性のパートタイム労働―変わる働き方、変わらない女性の役割』（晃洋書房）
 評者：ケン メイ（アジア太平洋研究所）

17:15～18:15 総会

清明ホール

18:40～20:25 懇親会

Chukyo

Terrace

第 2 日 11 月 29 日（日）プログラム

9:30～11:30 テーマ別分科会・自由論題・書評分科会

テーマ別分科会 ⑩ **0801 教室**

ベトナムにおける社会保障の現在地―国家制度・家族扶養・社会組織を手がかりに

〔国際交流委員会、アジア部会〕

座長： 金 成垣（東京大学）
コーディネーター： グエン ヴィエット ティエップ（東京大学・院生）
予定討論者： 米澤 旦（東京大学）・朱 珉（千葉商科大学）

1. ベトナムにおける国家制度としての生活保障の形成―社会保険と公的扶助を中心に
グエン ヴィエット ティエップ（東京大学・院生）
2. ベトナムにおける高齢期の生活保障と家族―扶養実践，負担，デジタル化の課題
ダン ティ ヴィエット フオン（ベトナム社会科学院社会学・心理学研究所・非会員）
3. ベトナムにおける仏教の社会福祉活動への参加
チュ・ヴァン・トゥアン（ベトナム社会科学院社会学・心理学研究所・非会員）

テーマ別分科会 ⑪ **0802 教室**

認定就労訓練事業における雇用主関与と支援機関の役割―就労困難者を職場につなぐ条件

〔一般〕

座長： 山邊聖士（長崎県立大学）
コーディネーター： 長松奈美江（関西学院大学）

1. 積極的労働市場政策への雇用主の関与をどのように捉えていくか―X 市の認定就労訓練事業を事例として
筒井美紀（法政大学）
2. 認定就労訓練事業の利用を促進する条件―X 市における複数区の聞き取り調査から
長松奈美江（関西学院大学）
3. 事業主はなぜ・どのように就労困難者を受け入れ、育成しているか―X 市認定就労訓練事業の 10 事例から見えてきたこと
櫻井純理（立命館大学）・神崎淳子（金沢星稜大学）・劉 思良（京都先端科学大学）

自由論題【J】 社会保障・社会福祉２ **0803 教室**

座長： 佐々木貴雄（日本社会事業大学）

1. 社会経済的観点に基づく障害統計の尺度比較―ワシントングループ簡略質問群・全般的活動制限指標・障害者手帳
榊原賢二郎（国立社会保障・人口問題研究所）
2. コミュニティケア概念再考：社会的包摂と権利保障の視点から
平岡公一（東京通信大学・名誉教授）
3. 福祉サービス供給システムにおける中国の非営利組織の可能性―日本の社会福祉法人制度を参考にして
孫 琳（同志社大学）

自由論題【K】 労働 **0808 教室**

座長：髙野　剛（立命館大学）

1．非正規雇用から正規雇用への移動を促進・阻害する諸要因
　　那須蘭太郎（東京大学・院生）
2．日本における完全リモートワークの実態と満足度―事例企業における従業員アンケート調査に基づく基礎的分析
　　田中弘美(大阪公立大学)、内藤朋枝(成蹊大学)、山田真也（BPO テクノロジー株式会社）
3．日本型雇用慣行に由来する無限定な人事運用がビジネスケアラーの就業継続リスクに与える影響
　　篠原邦鳩（同志社大学・院生）

書評分科会　社会政策・社会保障2　　**0809 教室**

座長：　梶原豪人（県立広島大学）

1．松村智史（名古屋市立大学大学院）『子ども政策とウェルビーイング―行政・NPO・日本社会が支えるものは何か』（明石書店）
　　評者：赤城　拓（京都大学・院生）
2．堀場純矢（日本福祉大学）『児童養護施設の労働問題―子ども・職員双方の人権保障のために』（ミネルヴァ書房）
　　評者：西村　健（松山大学）
3．志賀信夫（大分大学）『貧困とは何か―「健康で文化的な最低限度の生活」という難問』（ちくま新書）
　　評者：山田壮志郎（立教大学）

書評分科会　国際　　**0810 教室**

座長：　松江暁子（神奈川県立保健福祉大学）

1．安　周永（龍谷大学）『転換期の労働政治―多様化する就労形態と日韓労働組合の戦略』（ナカニシヤ出版）
　　評者：横田伸子（関西学院大学）
2．郭　芳（同志社大学）『「日本式介護」の中国進出―高齢者ケアの現地化プロセス』（明石書店）
　　評者：内山智尋（静岡大学）
3．掛貝祐太（茨城大学）『財政民主主義の地平―スイスの自治・多様性・直接民主主義』（有斐閣）
　　評者：伊藤新一郎（北星学園大学）

11:30～12:50　昼休み

12:50～17:00　共通論題

清明ホール

〈多文化共生社会〉における社会政策を問い直す―労働と福祉の観点から

座　長：惠羅さとみ（法政大学）

第 1 報告：デンマークにおける排外主義の動向と社会的包摂の試み
　　加藤壮一郎（成城大学）

第 2 報告：アジアの女性労働と日本の受け入れの課題―スリランカの事例から
　　鹿毛理恵（沖縄国際大学）

第 3 報告：地域共生社会における外国人の包摂―福祉・支援における政策課題
　　南野奈津子（東洋大学・非会員）

第 4 報告:外国籍者と貧困―その実態、公的扶助、生存権保障をめぐって
大澤優真(NPO 法人北関東医療相談会/一般社団法人つくろい東京ファンド)

総括討論

共通論題　報告要旨

〈多文化共生社会〉における社会政策を問い直す
―労働と福祉の観点から

座　長　　惠羅さとみ（法政大学）
報告者　　加藤壮一郎（成城大学）
　　鹿毛理恵（沖縄国際大学）
　　南野奈津子（東洋大学・非会員）
　　大澤優真（NPO 法人北関東医療相談会/
　　一般社団法人つくろい東京ファンド）

＜趣旨＞　秋季大会企画委員会

戦後 80 年を迎えた昨年 6 月末、日本の在留外国人数は約 396 万人と過去最高を更新した。この間、韓国・朝鮮籍などの特別永住者を含むいわゆるオールドカマーの人口が減少傾向にある一方で、中国、ブラジル、ネパール、フィリピン、ベトナムなど多様な国籍や文化をバックグラウンドとして持つニューカマー人口が拡大してきた。アジア全体を見ても国際移動は拡大傾向にあり、日本は労働移動をめぐる主要な移動先の一つとして位置づけられている。実際に、国内で雇用されている外国人労働者の推移は 2016 年に初めて 100 万人を超え、2025 年 10 月末時点で約 257 万人と同時期の全就業者数の 3.7%を占めるまでになっている。政策上においても、2019 年に施行された改正入管法を契機に、労働者としての正面からの受け入れと滞在の中長期化が目指されるようになった。

その一方で、社会的包摂という意味では、戦後の「外国人施策」の下での社会保障制度上の格差、就労面での様々な制限や人権問題、管理強化や排除の対象としての「外国人」の位置づけなど、これまでも入管政策の体制がもたらす多様な課題が指摘されてきた。2000 年代以降には、地域自治体における日本語教育や子どもをめぐる支援などの外国人住民施策の中で、〈多文化共生〉という社会統合の概念が用いられるようになり、2019 年には、国による初めての統合施策である「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が定められた。就労面だけではなくそれを取り巻く生活環境含め、個別の地域・対象・分野を越えた日本社会のあり方として統合政策がますます問われるようになっている。その一方で、2028 年 1 月に新たに取りまとめられた総合的対応策においては、「秩序ある共生」という言葉の下に、法やルールの遵守や制度・管理の適正化という側面が強調されるようにもなった。労働市場政策と社会統合政策のあり方は、理念面においても実践面においても様々な課題に直面しているといえる。

今大会の共通論題では、移民政策が大きな転換期を迎えるなかで、労働と福祉をめぐる広範な視野から多文化および多言語社会における社会政策の課題について考察する。報告構成は、北欧の先進事例から見る普遍主義的福祉国家の変容、スリランカの事例に着目したアジアの女性労働と日本の受入れ政策、日本における多文化共生をめぐる見取り図と社会福祉施策との連関、困窮者支援の場から見た公的扶助と生存権保障をめぐる議論などを予定している。報告者から提起される社会的課題は、積極的労働市場政策、排外主義への対応、開発とジェンダー、持続可能な受け入れ政策、ソーシャルワーク教育、貧困の解決など幅広い。これらを多角的に検討することを通じて、昨今の社会変容に対する認識を深め、社会政策の対象を「多様性」という観点からあらためて問い直したい。

第 1 報告　デンマークにおける排外主義の動向と社会的包摂の試み
加藤壮一郎（成城大学）

デンマークでは、1994 年の労働市場の構造改革後、長年悩まされ続けてきた長期失業者や若年者の構造的な失業問題が解消され、経済は好調のまま現在まで推移している。他方で、公的扶助など社会給付を受給するにあたっては、職業斡旋や職業教育・訓練などへの参加義務の履行が求められるようになった。

特に移民・難民に対しては、2000 年代以降、排外主義の気運が高まる中、定住要件やデンマーク語の習得要件、社会保障給付の受給要件などが厳格化された。2019 年に難民に対して「将来的な帰還」を目標とした「パラダイム転換法」が国会で可決され、2021 年の外国人法改正では、デンマークに来た庇護申請者を EU 外の第三国へ送り、その国で庇護審査を行うことを可能にした。こうした事態に国連難民高等弁務官事務所や欧州委員会、人権団体などが難民保護責任の外部化として、1951 年の難民条約の精神に反すると警告を発している。加えて、2021 年には移民・難民が一定水準集住する社会住宅地区に対して、住民の強制的な退去を促進する「平行社会法」が定められるなど、国際機関や人権団体の批判を受けている。一方で、対象地区の各地では、自治体や住民コミュニティなどが連携しながら、地域単位での社会的包摂の試みも展開されている。

本報告では、デンマークにおいて国家政策の枠組みで排外主義を強めるなか、地域単位では居住する移民・難民への現実的な対応としての社会的包摂の試みを検討する。このことから、属性を越えて隣り合って生活する人間を社会が包摂する現代的な意味について問い直したい。

第 2 報告　アジアの女性労働と日本の受け入れの課題―スリランカの事例から
鹿毛理恵（沖縄国際大学）

本研究は、日本における外国人女性労働者の受け入れを対象として、その形成過程と制度的特徴を明らかにすることを目的とする。特に、ケア労働分野における外国人女性労働者の受け入れに着目し、日本社会においてどのような社会経済的要因と政策的要因がその受け入れを促進してきたのかを分析した。分析には、入管法改正や外国人労働者受け入れ政策に関する文献・政策資料、統計資料を用いるとともに、人口動態や労働市場構造の変化を踏まえて検討を行った。その結果、日本では女性の社会進出、少子高齢化、人口減少による人手不足、地域間の最低賃金設定の格差と人口構成の不均衡、介護・家事労働に対する低賃金構造を背景として外国人労働者需要が拡大したことが明らかになった。1990 年の入管法改正以降、日本の外国人労働者受け入れ制度は段階的に拡充されてきた。その受け入れは国家主導のみならず、監理団体や登録支援機関、人材紹介会社などの民間事業者に大きく依存して展開してきた。さらに、外国人女性労働者はケア労働分野において重要な担い手として位置づけられつつあるが、国内の介護・福祉分野において指摘されてきた低賃金構造やキャリア形成機会の限定性といった課題を引き継いでいることが示された。また、外国人女性労働者は、ジェンダーと国籍という属性があり、就業環境や職場内外の人間関係、社会的統合の過程において複合的困難に直面していることも明らかになった。

第 3 報告　地域共生社会における外国人の包摂―福祉・支援における政策課題
南野奈津子（東洋大学・非会員）

本報告では、日本における外国人受け入れ政策の変容を踏まえ、多文化共生施策の現状と課題を福祉の視点から検討する。日本の外国人政策は、戦後の労働力確保を目的とした受け入れ、2000 年代以降の「多文化共生」理念の導入を経て、「外国人受入れ・共生のための総合的対応策」に象徴されるように、生活者としての外国人を前提とする政策に移行した。しかし、外国人高齢者の困窮、在留資格を持たない外国人の医療アクセスの欠如、外国人児童生徒の教育からの排除、外国人女性の暴力被害、技能実習生の搾取など、外国人住民の社会的排除は依然として深刻である。その背景には、外国人固有のニーズに対応する支援が法制度として担保されておらず、通訳配置や教育支援が自治体や民間団体の努力に委ねられていることがある。また、共生施策を支える人材育成の不足、専門職の活動の不可視化なども、状況の改善を困難にしている。カナダにみられるデータに基づく政策形成や、韓国の家族センターの運用等は、外国人住民の包摂を支える仕組みづくりにおいて示唆に富む。共生施策を発展させるためには、制度的裏付けと人材育成の強化に加え、国際的な知見の活用も重要である。

第 4 報告　外国籍者と貧困―その実態、公的扶助、生存権保障をめぐって

大澤優真（NPO 法人北関東医療相談会/一般社団法人つくろい東京ファンド）

日本に暮らす外国籍者のなかには、貧困によって命や健康が脅かされながらも、公的な支援を得られず、「生きていけない」状況にあり続ける人が存在する。本報告では、生活困窮者支援現場での経験も踏まえつつ、外国籍者の貧困の実態と背景、公的扶助制度の対応、生存権保障の観点からこの問題を考察する。

第一に、外国籍者の貧困に関する公的統計が乏しいという制約を踏まえつつ、既存の調査・研究から、その貧困の実態を確認する。国籍・エスニシティや在留資格等によって置かれた状況が異なることに留意しながら、誰が、なぜ、どのように困窮してきたのかを示し、貧困に至る背景を整理する。第二に、こうした貧困に公的扶助制度、とりわけ最後のセーフティネットである生活保護がどのように対応しているのかを検討する。そこでは、制度から対象外とされるだけでなく、制度がありながら利用できないこと、さらに制度の利用によって在留上の不利益を受けることで日本社会に存在できなくなるなど、複数の形の排除が存在することを示す。第三に、外国籍者の生存権保障をめぐる法的議論や政策の歴史、当事者・支援者による対応を整理し、生存がこれまでどのように保障されてこなかったのか、あるいはそうした中でどのように対応してきたのかを示す。以上を通じて、外国籍者の貧困と生存権保障をめぐる議論の到達点を確認するとともに、外国籍者の生存を保障するために今後求められる課題を提示する。

テーマ別分科会　報告要旨

.

テーマ別分科会 ①　〔労働組合部会〕
左派労働運動の戦略とその変化

座長・コーディネーター：藤井浩明（大同大学）

＜分科会設立の趣旨＞

左派労働運動とは、労使対立を基本的な立場とし、合理化や労働者間の競争を促す施策の導入に抵抗してきた労働運動と捉えられてきた。また、賃金や労働条件の改善にとどまらず、政治運動や社会運動にも積極的に関与することが特徴とみなされてきた。我が国では、左派労働運動は組織分裂や少数派への転落を経て、労使協調を基本とする労働運動が主流となって久しい。そのため、左派労働運動は過去のものとして捉えられることも少なくない。しかし、今日においてもこのような運動を志向する労働組合は存在し、活動を継続している。こうした労働組合の活動や戦略を分析することは、労働運動の活性化を考える上で重要である。

本分科会では、国鉄労働組合と全日本金属情報機器労働組合（JMIU）の事例を取り上げ、左派労働運動が社会状況の変化に対応しながら、どのように運動理念や戦略を再構築してきたのかを明らかにするとともに、その現代的意義と継承の方策について検討する。

松尾孝一（青山学院大学）
国鉄分割民営化後の国労労働運動の展開と今日的課題

国鉄やその分割民営化以降の JR の労使関係は、労使対立や労々対立の中で長年にわたり翻弄されてきたと言いうる。しかし、2010 年 6 月の国鉄清算事業団闘争の「政治解決」をひとつの契機にして、その労使関係には大きな区切りがつけられたと評価できる。そしてこの「区切り」を契機に JR 内での自律的な労使関係が一層定着してきたと考えることもできる。

本報告では、上記のような認識に立ちつつ、国鉄分割民営化に端を発した国鉄清算事業団闘争が一応「終結」し、JR 各社内での企業内労使関係が定着してきた 2010 年代以降の JR のローカルなレベルの労使関係について主に検討する。

具体的には、民営化後の国鉄労働組合（国労）の活動について、JR 東日本管内のある国労地方本部の活動を事例に分析・評価する。そしてこの分析・評価を踏まえ、国労の運動が今後取るべき方向性について考える。さらに、少数派組合になった国労が今後組織と運動を次代に継承し、日本の労働運動の中で影響力を残していくための方策を考える。

石丸暁彦（立命館大学・院生）
日本における金属労働運動の分岐と刷新―JMIU の労働運動戦略を事例として―

1989 年の「労戦統一」（あるいは「労戦再編」）を経て、日本労働運動は新たな形態で分岐した。本研究の目的は、「闘う労働運動の前進」を掲げて 1989 年に結成された全日本金属情報機器労働組合（JMIU、現在の JMITU）が、産業の空洞化やバブル経済の崩壊に直面する過程で労働運動戦略をいかに変化・発展させてきたかを明らかにすることである。JMIU は 2000 年代前半までに、「合意協力型労使関係」という新しい労使関係モデルと、その実践を前進させるための 3 つの柱（情報の開示、事前協議・同意協定に基づく労使協議、職場政策）を提唱するようになった。本研究では、1980 年代末から 2000 年代前半にいたる戦略の展開を定性的に分析し、日本における左派労働運動が対抗的な形態での経営参加を重視するようになったことを示す。

テーマ別分科会 ②　〔社会的排除／ 包摂部会〕
社会的排除と時間貧困

座長・コーディネーター：亀山俊朗　（中京大学）

＜分科会設立の趣旨＞

社会的排除概念は多次元的な排除や不平等を問題にするが、本部会ではそのうち時間貧困に注目する。時間貧困とは、仕事や家事・育児のため自由に使える時間が不足している状態をあらわす。低所得者

層に顕著であるとともに、女性へのケア労働の偏りや「正社員」の長時間労働などの問題にも深く関わっている。3つの報告のうち第1報告では、時間貧困の概念的枠組みや理論的含意を明らかにするため、「生活世界の植民地化」（ハーバーマス）概念を参照しながら「生活時間の植民地化」について検討する。第2報告では、時間貧困が個人の自律やエージェンシーに与える影響を、「時間をめぐる正義」の観点から検討する．第3報告はこうした知見を踏まえながら、家庭内でケアを担う女性を対象とした質的調査を通じて、ケアが近年その重要性を指摘される「時間的な自律性」を制約するメカニズムを具体的に明らかにする。これらの報告をもとに、時間貧困を切り口とした現代の社会的排除の多層的な課題を参加者とともに検討していきたい。（なお本部会で報告される研究はいずれも JSPS 科研費 JP24K05264 の助成を受けたものである。）

時安邦治（学習院大学）

生活時間の植民地化

時間貧困とは、仕事や家事、育児、介護などに時間を奪われて、自由に使える時間が著しく不足している状態をいう。特に低所得層は、生活費の確保のため、長時間労働により時間貧困に陥りやすいと言われる。実際は誰もが平等に 1 日あたり 24 時間が与えられているので、時間貧困は時間の使い方あるいは時間の配分の仕方に関わる。

ハルトムート・ローザは、現代社会を「加速する社会」と捉えており、社会の加速を「技術的加速」、「社会変動の加速」、「生活テンポの加速」の 3 つの側面から理論化している。このうち最も時間貧困と関わるのは『生活テンポの加速」である。

この報告では「生活テンポの加速」を時間貧困の一因と見なし、ユルゲン・ハーバーマスの「生活世界の植民地化」テーゼを参考にして「生活時間の植民地化」について論じる。そして、いわゆる「タイム・パフォーマンス」を高めるような対処が生活時間の植民地化をいっそう深刻化させる危険性について考えたい。

平野寛弥（上智大学）

時間貧困と自律・エージェンシー―時間をめぐる正義の観点からの検討

本報告では，時間貧困が個人の自律やエージェンシーに与える影響について，時間をめぐる正義（temporal justice）の観点から検討する．時間貧困については，単なる自由時間の欠如のみならず，時間に対する裁量権の剥奪という形で時間的自律（temporal autonomy）を低下させる点で実質的な生活機会の不平等を生じさせるとともに，個人の自律を阻害することがすでに先行研究において指摘されている．ただし，これらの議論は専ら“共時的な”（＝現時点における）時間をめぐる正義の観点から展開されたものである．これに対し近年では，“通時的な”（＝未来の自分や将来世代を視野にいれた）時間をめぐる正義の観点から時間貧困の問題性を指摘する議論が登場しつつある．本報告では，それらの議論を踏まえつつ，時間貧困が自律やエージェンシーにもたらす影響について新たな論点を提起したい．

村上慎司（金沢大学）・堅田香緒里（法政大学）

「時間貧困」から「時間的自律性」へ―ケアを担う女性の時間経験に関する質的研究

時間貧困研究は、これまで自由時間や可処分時間の量に着目し、時間的不平等を明らかにしてきた。なかでも Goodin らは、時間の長さではなく「時間をめぐる自律性（temporal autonomy）」こそが重要な価値であると論じ、その経験的把握のために、賃労働・ケア労働・身体維持時間を差し引いた「自由裁量時間（discretionary time）」を操作的指標として提示した。この議論は、時間を単なる余暇ではなく、人びとが主体的に人生を構想するための条件として捉えた点で意義を有する。しかし同時に、時間をめぐる自律性という規範概念を、残余時間の量によって測定するこの枠組みには、なお理論的・実証的なギャップが残されている。というのも、時間の「量」と時間を「自ら統制・決定できること」は必ずしも一致しないからである。とりわけ、ケアを担う人びとの時間経験は、待機や中断、急な予定変更への対応など、日常的な制約によって特徴づけられ、自由裁量時間という量的指標だけでは十分に把握することができない。本研究は、この概念と操作化のギャップに着目し、家庭内でケアを担う女性を対象とした半構造化インタビューを通じて、ケアが時間的自律性をいかに制約しているのか、その具体的なメカニズムを明らかにする。

テーマ別分科会 ③　〔一般〕
公害をめぐる被害・支援・制度の再考

座長・コーディネーター：日田　剛（九州医療科学大学）

予定討論者：田中聡子（県立広島大学）

＜分科会設立の趣旨＞

公害に関する被害、支援、制度についての研究は、医学的な見地からの健康被害の程度、当事者に対する裁判費用の支援や補償制度が主な対象となっており、このような研究には一定の蓄積がある。

今回の報告は、従来の研究の射程をより広げると同時に、深化を目指すものである。主に、公害被害、当事者支援のあり方（患者団体等）、支援・補償に関わる制度に着目する。公害被害については制度の適応範囲と生活上の問題に視点を当て、医学的な見地からの健康被害概念の限界を論じる。関連して、公害被害への支援も地域内での相互扶助から裁判を通じた補償要求への変遷が、社会構造の変容による影響を受けたものとの仮説について検討する。さらに当事者同士が支え合う組織としての患者団体が、分立している事実から、この分立の意味するものは何かを問う。

伊藤泰三（県立広島大学）

社会構造の変容に伴う公害被害者支援の変化―土呂久の事例からの考察

本発表は、宮崎県の土呂久地区における鉱害被害を事例として、公害被害者支援の変化と社会構造の変容の影響について検討する。公害は、企業活動や行政対応の不作為を背景に生じる人的災害であり、被害者には健康被害だけでなく、生活基盤の喪失、地域関係の変容、被害の認定をめぐる困難がもたらされる。本発表ではまず、土呂久鉱害の被害の特徴を整理する。次に、裁判闘争以前における和合会を中心とした地域内支援から、補償要求をめぐる裁判運動に至る支援の変化の過程を検討する。そのうえで、被害者支援について、地域住民による相互扶助、運動による裁判支援、検査・診断を中心とした医療支援、と区分し、それぞれの意義と限界を明らかにする。そして、松下圭一の「都市型社会論」を援用し、社会構造の変容が公害支援に変化をもたらした一つの要因ではないかとの検討を行いたい。

田中武士（津市立三重短期大学）

水俣病被害は認定制度の中でどのように把握されるのか―健康被害概念を手がかりとして

これまで水俣病研究は、心身症状を含む生活被害や差別、地域共同体の変容など、公害被害の多面性を明らかにしてきた。一方、健康被害認定制度に関する研究では、医学的知見や症候の組合せを重視する認定のあり方と、それによって生じる被害者救済上の問題について多くの議論が蓄積されている。しかし、認定制度が水俣病の有無を判断するために、被害者の心身症状や生活歴等をいかなる情報として位置づけ評価しているのか、また、そこに健康被害概念がいかなる役割を果たしているのかについては、検討の余地があると考えられる。

そこで本報告では、水俣病被害を生活全体に及ぶ被害として捉える視点を手がかりに、2014 年「公害健康被害の補償等に関する法律に基づく水俣病の認定における総合的検討について（通知）」を主な検討対象とする。同通知が、心身症状や生活歴等を認定判断においていかなる情報として位置づけているのかを検討する。そのことを通して、健康被害概念が水俣病被害の制度的把握に果たす役割とその特徴について考察する。

藤島法仁（鹿児島国際大学）

水俣病の患者・被害者団体が分立する要因と相互の関係性に関する考察

水俣病の患者・被害者団体は現在、活動している主な団体だけでも 10 を超えて存在する。それぞれの団体の設立目的は未認定患者の救済という点で一致しているが、このように分立している要因は何か。また、団体は相互にどのような関係を形成しているのか。

本報告では、分立した要因を歴史的に整理する。その上で、それぞれの団体は相互にどのような関係をもち、分立している現在の状況をどのように考えているのかを聞き取りによって明らかにする。そして、連帯という点から分立している現在の状況について検討する。

テーマ別分科会 ④　〔非定型労働部会〕
生活困窮者自立支援制度の「センター方式」によるワンストップ機能の可能性－４政令指定都市の比較から

座長・コーディネーター：大西祥惠（國學院大學）

＜分科会設立の趣旨＞

生活困窮者自立支援制度が開始されたのは、2015 年 4 月のことである。この制度は、従来からあった社会保険や労働保険と生活保護制度の間に設けられた、新たなセーフティネットとして位置づけられた。現在の事業内容は自立相談支援事業、住宅確保給付金の支給、就労準備支援事業、家計改善支援事業、就労訓練事業、子どもの学習・生活支援事業、居住支援事業である。実施主体は地方自治体であり、さまざまな方式で運営されている。本分科会の目的は、「センター方式」によるワンストップの形態でこの事業を展開している 4 政令指定都市に調査を実施し、その成果と課題を明らかにすることである。

報告者のうち、渡邊と水野は生活困窮者自立支援事業に長年かかわりをもってきた。また、杉野は朝比奈とともに科研費にて同事業についての調査を利用者の面から取り組んできた。朝比奈は非会員であるが、本分科会において研究を深めるにあたり欠かせないと考え招聘した。

渡邊幸良（同朋大学）

政令指定都市の「センター方式」 ―調査の目的と概要

生活困窮者自立支援制度は、人口や財政基盤の異なる各市町村でさまざまな方式で運営されている。そこで、比較検証を行うためには、なるべく近い条件にするため、「各区に窓口を設置せず、窓口を集約している」（センター方式と呼ぶ）政令指定都市に絞って、4 市に聞き取り調査を行った。

本調査の目的は、(1)4政令都市と各センターへの聞き取り調査により比較検証を行って特質を明らかにし、(2)相談支援と就労支援などの一体的実施の必要性と方法を検討することである。

本報告では、相談実績数、相談経路（紹介元）、初期対応状況、アセスメント、プラン策定状況など、量的な分析を行い 4 市の概要を把握する。

杉野 緑（岐阜県立看護大学・名誉教授）・朝比奈朋子（東京成徳大学）

「断らない」受付からはじまる支援－つなげる・ひろげる支援とは

生活困窮者自立支援制度は施行から 10 年が経過し、運営方法、支援方法など地域ごとの取り組みがなされるようになってきている。本報告は運営方法のひとつである「センター方式」の特徴について支援提供側から考察するものである。

本制度は生活困窮者を対象としているが「経済的困窮」の基準は示されておらず、相談窓口は多様な年齢層からの様々な生活困難・生活困窮に関する相談を「ワンストップ」で受け止める役割が期待されている。従って、相談受付からの一連の支援の流れと支援内容を捉え、その特徴を明らかにすることは重要である。聞き取り調査結果から相談者への「タイムリーな対応」「シームレスな支援」「オンタイムの共有」が明らかになった。また、支援者自身にとっては「複数の目により支援者を支える」が示された。

これらを踏まえ、「センター方式」が包括的なワンストップ機能にどのように寄与しているのか、その可能性を論じる。

水野有香（愛知大学）

相談者の可能性が広がる長期的視点に立った伴走型支援－就労準備支援・就労訓練を中心に

生活困窮者自立支援制度は、安定した仕事に就けていないが福祉の受給条件にも合致しない、これまで制度の狭間にあった人々に対し、伴走型支援を行うことにより、相談者と職員の信頼関係ができれば、長期的な視点に立った、相談者の可能性が広がる就労準備・就労訓練を提供し、相談者のケイパビリティを高めることが期待できる。

しかし、同制度は所得補償機能が弱く、生活に切羽詰まった相談者は、腰を据えた就労訓練、就労準備が望ましい場合でも、すぐに就ける仕事を求めるケースは少なくない。そのような相談者に職員も、就労準備、就労訓練を勧めにくいという歯がゆい状況は日常的に見られる。「センター方式」の場合、相談者と自立相談員が一緒にアセスメントする場に、状況に応じてすぐ就労準備支援員や就労支援員が同席することができることや、職員同士が対面で相談や情報共有できる環境が日常的にある。その意義は大きいことから、本報告では、「センター方式」の 4 市の事例から、相談者の可能性が広がる長期的な視点に立った伴走型支援について検討する。

テーマ別分科会 ⑤ 〔ジェンダー部会〕
「市場の論理」に抗する家事・ケア労働者と利用者の連携―ディーセントワークの実現に向けた日米仏の挑戦

座長：田中弘美（大阪公立大学）
コーディネーター：山根純佳（名古屋大学）
予定討論者：堅田香緒里（法政大学）

＜分科会設立の趣旨＞

本分科会では、家事・ケア労働のディーセント・ワークの実現にむけた運動として、利用者と労働者との連携 coalition がもつ可能性について検討する。家庭で働く家事・ケア労働者は、長時間労働、細切れ労働、労働法の適用除外、プライベートな空間におけるハラスメントなど固有の課題を抱えている。また 2000 年以降の営利企業の参入など市場化の進展のなかで、労働者の連帯や運動も課題となっている。

市場経済の下では利用者にとっての利便性や低価格と、労働者にとっての労働条件は対立する。一方で家事・ケア労働の供給の維持・再生産は、利用者にとっても重要であり、よりよい労働条件の実現は利用者の利害とも重なる。報告では、1）日本の介護保険制度をめぐる女性運動、2）仏の社会連帯経済のなかの非営利組織、3）米カリフォルニアの利用者組織と組合の連携をとりあげ、労働者−利用者の連携における利害の緊張と調整、またそれらを規定する制度的条件について考察する。なお、仏の家事労働、移住労働の専門家としての知見を提供してもらうため、非会員の伊藤るり氏を招聘した。

山根純佳（名古屋大学）

女性運動の「発言 voice」と介護労働者の利益──「無償労働としての介護」から「給付」をめぐる政治へ

日本の介護労働者の賃金は、公費 50%保険料 50%を財源とする介護報酬に依存しており、被保険者である利用者の負担と労働者の賃金の改善が対立する構造がある。そのため労働条件の改善は市町村の地域福祉計画や国の審議会への要望をとおした「給付」をめぐる交渉に限定される。本報告では 1990 年代前半から活動する女性運動組織の発言に照準し、労働者の利益を顕在・潜在化させるフレームと制度的条件について考察する。会の発足当初は、嫁・妻の「無償労働としての介護」問題の延長に介護労働の経済的評価が問われていたが、介護保険開始前後の「介護の社会化」フレームにおいては地域福祉の担い手の利益と、サービス利用者としての利益に分解されていく。介護保険改正による給付の縮小によって「利用者の不利益」が可視化される際には、介護労働者の処遇改善と家族介護の負担軽減がジェンダー平等をめぐる課題としてとらえられている。一方で、利用者の利益のなかに包摂されえない、出来高払いやキャンセルへの支払いなどの労働者の要求との「連携」のためには「給付」以外の労働条件交渉の制度的基盤が必要とされる。

伊藤るり（一橋大学名誉教授・非会員）

フランスの「社会的連帯経済」と家事・ケア労働──ロワール・アトランティック県、アソシエーション Z の事例

フランスの家事・ケア労働は、雇用主に応じて 3 つの部門（①個人家庭、②アソシエーション等、③サービス代行企業）に分かれ、部門別労働協約が存在する。

本報告では 3 部門の相互関係に留意した上で、アソシエーション部門に注目する。具体的には現地調査に基づき、ロワール・アトランティック県で要介護高齢者、障がい者などへの支援を展開するアソシエーション Z（1976 年創立、従業員 700 人強で 9 割以上が女性）の事例を取り上げ、同事業所が 2018 年以降導入してきた「われわれのエネルギーを解き放とう（LNE）」プログラムによって、その目標である「労働の質の改善」がどう果たされてきているのかを考察する。

報告ではまた、Z がその一角を占める「社会的連帯経済（ESS）」の可能性にも光を当てる。ESS は、利潤最大化でなく、集合的利益、連帯、経済の民主化を求める経済活動をいい、2014 年のアモン法で法制度化した。ESS が掲げる理念は、家事・ケア労働における労働者と利用者の連携を進めるうえでのフレームとして作動し、そのネットワークはケアの諸課題を地域レベルで取り組むことを可能にする。ここに、他の 2 部門との比較におけるアソシエーション部門の特色を認めることができよう。

小谷 幸（日本大学）

誰が賃金を払い、誰が交渉に応じるのか──米国カリフォルニア州 IHSS にみる連携の制度的条件

米国カリフォルニア州の有償在宅ケア労働は、移民女性を主たる担い手とし、①低所得者向け公的サービス IHSS（In-Home Supportive Services）下での労働（家族介護者を含む）と、②IHSS 外での労働に大別され、②はさらに営利企業等と個人雇用に分かれる。

本報告は両者を対比させつつ①に注目する。IHSS は賃金支払いを州、団体交渉の義務を郡単位の公的機関が引き受け、採用・指揮命令は利用者に残すという、雇用主機能の分有構成をとる。先行研究は、ケアの質を媒介とした労働者と利(使)用者の連携が法制化に寄与したことを示し、近年は連携内部のニーズの相違や権力関係にも着目してきた。本報告はさらに、いかなる制度設計が連携や分断を生むのかを、IHSS 下の二つの労働組合、②で組織化に取り組むワーカーセンター、利用者団体への調査から検討する。主な分析軸は、賃上げコストの帰着先を規定する「コスト構造」と、雇用主機能の配置を指す「義務主体」の二つである。IHSS では財源の公費化が賃金と利用者負担を切断し連携が進み、対抗の矛先は州へ集約された。②では賃金が利用者負担に直結する構造を事業者が利用し、利用者を組織して労働者との分断を図る動態がみられた。この対比から、連携を制度設計の帰結としても捉える視座を示したい。

テーマ別分科会　⑥　〔一般〕
福祉制度の実施・運用とその変容

座長:畑本裕介(同志社大学)
コーディネーター:黒田有志弥(国立社会保障・人口問題研究所)

＜分科会設立の趣旨＞

社会経済状況の変動によって、人々の生活上の問題も変容し、それに対応して生活支援に係る制度・政策も整備・発展してきたが、その過程においては、支援を提供する現場で、当初想定していた制度の実施・運用から乖離した形で当該制度が実施・運用されることが少なくない。その要因としては、現場での必要に応じた判断、財源・人材といった資源の状況、その地域における支援を必要とする者の状況などの影響が挙げられる。そしてそれは、多かれ少なかれその制度の改正や運用の変更をもたらす。

このような状況を踏まえ、本分科会では、(1)福祉国家 3.0 による理論からみた生活の支援に係る制度の実施・運用、(2)重層的支援体制整備事業の実施・運営の実態、(3)地方公共団体において予算措置により配置される社会福祉専門職の配置の状況の 3 つの観点から、福祉制度の実施・運用の過程を分析する。なお、(2)については、地方公共団体における実務を知悉している者が適任であることから、非会員であるが堺市の職員である堀毛忠弘氏を招聘し、報告をお願いすることとした。

畑本裕介(同志社大学)
福祉国家 3.0 における経済的困窮を超えた問題を対象とした「社会的排除」の位置づけ

日本でもデヴィッド・ガーランド『福祉国家』が翻訳され周知が進んだように、幾人かの論者が福祉国家 3.0 という概念をもとにした議論をしている。社会保険や公的扶助といった既存の制度を超えて必要となる制度を構想することが求められているからである。各論者の福祉国家 3.0 論では、社会への参加を進める制度統合を進めるといった既存の福祉国家の改善策が提案される。改善であるため、それは手探りであるしかなく、各国でその状況は異ならざるをえない。日本においても、既存の社会保障・社会福祉制度では対応できない問題が近年噴出し、その改善策を手探りで探さざるをえない状況は同じである。まさに求められるのは福祉国家 3.0 である。日本のこうした制度的状況を明らかにするための理論的考察を行うのがこの報告の目的である。福祉国家 3.0 論について検討を行った後、関連する問題として、「資本主義の多様性論」を制度の経路依存性と変化の蓋然性に焦点を当てて分析し、福祉国家 1.0 や 2.0 で注目された経済的困窮を超えた問題を対象とした「社会的排除」について福祉国家 3.0 の状況のなかで位置づけなおす。

堀毛忠弘(堺市役所・非会員)
重層的支援体制整備事業の実施・運営の実態等からみた課題

重層的支援体制整備事業については、制度開始以降、同事業を実施する地方公共団体は年々増加している一方で、国の政策動向は変化しており、交付割合や交付基準額の見直しを含む財政的支援のあり方は、地方公共団体における事業実施に少なからぬ影響を及ぼしている。とりわけ、制度上は自治体の裁量を前提としながらも、実際の運営においては財源、庁内連携、既存事業との調整など、複数の制約条件のもとで政策判断が求められている。しかし、同事業については、制度理念や先進事例に関する検討は進んでいるものの、国の財政的支援の変化や交付基準の見直しが自治体の政策実施に与える影響、またそれに伴う自治体側のジレンマを十分に分析した研究蓄積は限られている。そこで本報告では、重層的支援

体制整備事業を実施・運営している地方公共団体の実践を手がかりに、包括的支援体制の構築をめぐる自治体の政策選択、財政的制約に着目し、同事業が抱える構造的課題を明らかにする。

黒田有志弥（国立社会保障・人口問題研究所）
地方公共団体における予算措置による社会福祉専門職の展開とその政策的意義

公的機関における従来の社会福祉専門職に関しては、法律の中に根拠をもつものが多く、それは現行制度においても同様である（生活保護法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法など）。しかしながら、近年、法律の条文に根拠を持たず、事業における予算措置によって設置される専門職も増えている。例えば、福祉事務所に設置される「生活保護相談員」や「子ども支援員」、「行政対象暴力相談員」などがそれにあたる。本報告では、地方公共団体における、こうした行政事業により措置されてきた専門職を取り上げ、このような対応がとられるようになった理由について、審議会の議事録や法律制定の経緯を確認することによって明らかにする。また、国の恒久的ではない補助事業が、地方公共団体における予算措置によって設置される専門職の活用にどのように影響してきたか、そのような人材の活用のあり方が、国の福祉政策にどのように影響したのかを分析する。

テーマ別分科会　⑦　〔産業労働部会〕
学生アルバイトの労働と生活―学生アルバイトに依存する産業に着目して

座長・コーディネーター：金井　郁（埼玉大学）
予定討論者：宮島佳子（UA ゼンセン・非会員）

＜分科会設立の趣旨＞

近年、18・19 歳および 20・21 歳人口に占める「通学のかたわらに仕事をする者」（学生アルバイト）の比率は上昇傾向にあり、総務省「就業構造基本調査（2024 年）」ではそれぞれ 25.9%（18・19 歳）、32.8%（20・21 歳）となっている。産業側からみると、「宿泊業・飲食サービス業」は非正規雇用者の 42.7%を若年層が占め、そのうち 8 割以上が学生アルバイト（全体の 35.6%）で、次いで「教育・学習支援業」で学生アルバイト比率が高く（内閣府「今週の指標 No1369」）、これらの産業は学生アルバイトに支えられているといえる。

本分科会ではこれらの産業において学生アルバイトがどのようにビジネス・モデルに組み込まれているのかを検討する。その上で最低賃金に影響を受けやすい学生アルバイトの労働と生活を地域に着目しながらデータから明らかにする。第1報告では、塾・予備校といった教育産業を事例にそのビジネス・モデルに学生アルバイトがどのように位置づけられているのか、その労働実態を明らかにする。第2報告では、小売業・外食産業を事例にシフト労働に雇用形態・ジェンダーがどのように組み込まれているのかを検討することから、勤務スケジュールの変動制の特徴を明らかにする。第 3 報告では UA ゼンセンが実施した大学生アルバイトのアンケート調査をもとに大学生の生活とアルバイトとしての労働の関係を検討する。予定討論者には UA ゼンセンの宮島佳子氏（非会員）を呼び、労働組合からみた学生アルバイトに関する貴重な実態報告及び論点提示を行う。

田中洋子（筑波大学・名誉教授）
塾・予備校の学生アルバイト―学生低賃金労働を組み込んだ教育ビジネスの拡大

学生アルバイトは、飲食業・小売業に次いで教育産業で多く、学生の約四人に一人は塾講師など教育系で働いた経験をもつ。これは大学生の学歴・学習経験をそのまま利用できる仕事であり、飲食・小売より時給が比較的高く、夕方以降週 1～2 回など時間の融通もききやすく、就職活動時にも「教える経験」を説明できるメリットがある。

他方、反対からみると、塾、個別指導、家庭教師、予備校などの教育産業は、こうした学生からのアクセスを利用しつつ、学生の相対的低賃金を前提としてビジネスを展開している。教育の担い手だけでなく運営・管理者も、アルバイトから個人事業主契約までさまざまな形で効率的に経営に組み込んで大きな利益をあげている。

この報告では、こうした学生の相対的低賃金労働を利用してもうける教育ビジネスの構造を、予備校・個別指導塾・家庭教師で働く学生アルバイトへのインタビューなどから明らかにする。

金井　郁（埼玉大学）
勤務スケジュールの変動性―雇用形態・ジェンダーはどのように組み込まれているのか？

欧米では、需要や店舗の混雑状況を監視し、必要な時だけ、ほとんど予告なしに労働者を勤務に呼び出し、店舗での製品やサービス需要が減少すると労働者を自宅に帰す「ジャストインタイムのスケジュール設定」についての研究が蓄積されてきた。学歴の高い専門職や管理職クラスでは自分の労働時間は自分でコントロールできるようになっている一方、労働者階級では雇用主主導型の柔軟な勤務スケジュール管理が進み、希望するより少ない労働時間しか働けず、所得の二極化が強化されていると指摘されている（McCrate、2012）。

2025 年 7 月～1 月に実施した「UA ゼンセン大学生アルバイト調査」においても、「人手不足で予定より長く働かされる」（15.7%）、「希望する時間に働かせてもらえない」（13.1%）、「アルバイト当日シフトカットされる」（4.4%）、「シフトが直前まで決まらない」（13.3%）など職場主導の労働時間の柔軟化が学生アルバイトにも一定数広がっていることが明らかとなった。本報告では、日本の小売業および外食産業の「シフトの調整・決定プロセス」について事例研究を行い、正社員、パートタイマー、学生アルバイトといった雇用形態ごとに勤務スケジュールの変動性がどのようにあらわれるのかを検討する。欧米の勤務スケジュールの柔軟性と比較した場合の日本の特徴を雇用形態・ジェンダーに注目して明らかにする。

後藤嘉代（労働調査協議会）
大学生の生活を支えるアルバイト―「大学生アルバイト調査」から

2025 年 7 月～2026 年 1 月に実施した「UA ゼンセン大学生アルバイト調査」によると、回答した大学生の 8 割強がアルバイトをしており、そのうち 5 割強が生活費のためにアルバイトをしている。そこで、本報告では、同調査のデータを用いて大学生の「生活」とアルバイトとの関係に着目し、再分析を行う。

2025 年 10 月から大学生世代の社会保険の扶養条件の引き上げと親の扶養控除の見直しが行われたが、調査結果からは、扶養上限の見直しよりも給付型奨学金や公的支援の充実を求める大学生が多いことが示されている。この点について、奨学金の利用状況やアルバイトの目的別など、層別に分析を行う。また、大学生のアルバイトと生活を取り巻く環境は地域によっても異なる。C ランク地域でアルバイトをする大学生は、自宅以外に居住し、奨学金を利用している割合も多いなど、学生生活を送るうえでアルバイトはより重要である。こうした点を踏まえ、地域別の分析も試みたい。

テーマ別分科会 ⑧　〔一般〕
貧困の理論的再検討

座長・コーディネーター：志賀信夫（大分大学）

＜分科会設立の趣旨＞

貧困理論のさらなる充実が要請されている。貧困をそもそもどのように捉えるのかをめぐる議論は、江口英一をはじめとした豊かな議論があったが、近年ではこうした議論よりも貧困の「測定」に軸足をおいた研究が多い傾向がある。そのため、貧困の深刻さを明らかにできたとしても、貧困対策の多種多様な試みの可能性が制限されている。

本分科会は、改めて貧困を根本から理論的に問い直し、豊かな貧困対策のアイデアのための新たな契機となることに挑戦する。

本分科会における4つの報告は、貧困対策の不十分性という問題のみならず、制度への包摂が社会的排除を維持するという側面についても共通の問題意識をもっている。また、この共通の問題意識に対するアプローチとして、「社会構造」「社会正義」「階級」という視点を共通の基礎としている。

志賀信夫（大分大学）
なぜ貧困は「あってはならない」のか

貧困は「あってはならないもの（an unacceptable state of affairs）」とされる。つまり、それは何らかの対応がなされなければならないという価値判断が織り込まれた概念であるといえる。別の表現をするならば、貧困とは社会の人びとによる正義／不正義の認識（社会規範）に媒介された生活のことなのである。

では、この「あってはならない生活」という社会規範はどのように生じるのだろうか。本報告はこの点に焦点化して論証を試みる。

具体的には、(1)生活困窮が社会構造から必然的にかつ社会横断的に生み出される社会現象であるという科学的認識の形成、(2)社会全体に十分な生産力があるにも関わらずその生活困窮が放置されている事実をめぐる科学的認識の形成、そして(3)これら(1)(2)によって生活困窮は「不運」ではなく社会的な「不正義」であり、何からの対応がなされねばならないという認識が形成されるに至るのである。

阿部崇史(拓殖大学)・宮本雅也(明治大学)

貧困概念の社会プロセス的再構築:実践ベース解釈による規範的検討

本報告は、実践ベース解釈という政治哲学の方法を用いて、貧困概念を再構築する。実践ベース解釈では、貧困を問題視する社会的実践において、貧困がどう理解され、どのような価値・理念と結びつき得るかを観察する。そして、それらを解釈することで、貧困の問題性や概念を提示する。本報告は、この方法により、社会的排除論の貧困理解を正当化した上で、従来は貧困を生むメカニズムとして理解されてきた社会プロセスに焦点を当てて貧困概念を再構築する。まず、近年の貧困理解は、経済的欠乏と社会関係的欠乏の両方を問題視するから、貧困の問題性は個人の自律の困難に求められる。次に、たとえ個人の特性や努力によって欠乏を回避できても、自律を困難にする社会プロセスに置かれる場合は、依然として貧困の問題は残る。したがって、貧困概念は「諸個人の自律を支える社会プロセスへの包摂の失敗」として再構築されるべきである。この再構築により、自律を支える制度的・実践的条件の不備を貧困として捉え、社会全体の責任を適切に問える。

田村哲也(大分大学)

統合的階級分析と貧困理論

本研究の目的は、志賀信夫の提起する階級論的貧困理論を継承しつつ、その階級概念を再構成し、貧困の生成過程と制度評価を結びつける理論枠組みを提示することにある。既存の貧困研究は、所得、剥奪、ケイパビリティ、社会的排除、承認をめぐる知見を蓄積してきたが、それらを資本主義的階級関係の分析へ接続する点にはなお課題が残る。そこで、E. O. Wright の貧困の階級分析と統合的階級論を手がかりに、資本主義的な搾取と支配を中核に据え、個人属性と生活条件、機会の囲い込みを媒介機構として位置づける。これにより、貧困を単なる所得不足ではなく、生活手段へのアクセスが賃労働、市場、家族、地域、国家制度を通じて不安定化される関係的過程として捉える。さらに、貧困のための社会政策を、生活手段へのアクセスや労働市場への強制的依存にいかに作用しうるかによって評価する視角を示す。

鎌谷勇宏(大谷大学)

生活保障ラインからみた戦後日本社会保障の展開—1961 年以降における防貧ラインの二層化

本報告は、1961 年の国民皆保険・皆年金達成から 1985 年の年金改正までの日本社会保障の展開を、生活保障ライン論の観点から再構成する。特に、給付算定方法、給付水準、対象範囲、財源構造に着目し、防貧機能の分化を分析する。厚生年金、健康保険、雇用保険等は、従前賃金や加入履歴に連動して所得喪失を補填する所得維持型防貧ラインとして展開した。これに対し、国民年金、福祉年金、児童扶養手当等は、一定額の給付によって生活を下支えする定額給付型防貧ラインとして整備された。その結果、1961 年以降の制度的包摂は、生活保障機能の均質化ではなく、二種の防貧ラインへの分岐を伴う包摂であったことを示す。1985 年の年金改正は、この二層化を公的年金制度の構造として定式化した画期であった。さらに本報告は、どの防貧ラインに接続できるか、またその給付を賃金、家族扶養、貯蓄、他の社会保障給付等とどの程度累積できるかが、生活保障機能の厚みを規定したことを明らかにする。

テーマ別分科会 ⑨ 〔一般〕
「子ども若者総合相談センター」の政策実装

座長・コーディネーター:御旅屋達(立命館大学)

＜分科会設立の趣旨＞

子ども・若者総合相談センター(以下、センター)は、子ども・若者育成支援推進法(2010 年施行)に基づき設置が進められ、若者支援政策の中核に位置づけられてきた。しかしその運営実態は、研究者からも行政からも体系的に把握されてこなかった。どのような主体が、いかなる体制で、何を担っているのかについての包括的な検討は、制度発足から 15 年を経てなお欠落している。

報告者らは 2023 年より共同研究プロジェクトを組織し、全国のセンターを対象とする実態調査に取り組んできた。2024 年度大会では、アンケート調査の結果として、受託団体が限られた予算・人員のもと、他事業から引き継いだ資源や法人独自の蓄積を動員することではじめて事業を成立させている実態を報告した。本部会では、これに続き実施した全国 10 窓口へのヒアリング調査の結果を報告する。

調査から浮かび上がったのは、センターが行政報告上のカテゴリーとしてのみ存在し独立した事業実態を欠く「名目化」の進行と、総合相談機能がひきこもり支援や生活困窮者支援など財源の裏付けをもつ隣接制度に吸収されていく構造である。同時に、この名目化の程度と様式は一様ではなく、事業の制度的位置づけを戦略的に活用する団体から、指定の事実をほとんど認識していない窓口まで、大きな幅が確認された。

本部会は三報告によりこの構造を検討する。第一報告は調査の全体像と部会に共通する分析枠組みを提示する。第二報告は都道府県に焦点を当て、法が明確に定めなかった広域自治体の役割が、市町村の体制を補完する機能として事後的に形成されている過程を比較する。第三報告は基礎自治体の 6 窓口を対象に、センターの実質が地域資源・委託関係・既存施策との接続によっていかに形作られるかを検討する。以上を通じて、中核事業と称される制度が現にいかに運用されているのかを実証的に示し、若者支援政策の制度設計を問い直す視座を提示したい。

御旅屋達（立命館大学）

「子ども・若者総合相談センター」の名目化―ヒアリング調査の全体像と分析枠組み

子ども・若者総合相談センターは、子ども・若者育成支援推進法（2010 年施行）により若者支援政策の中核に位置づけられてきたが、その運営実態はこれまで体系的に把握されてこなかった。報告者らは 2023 年より共同研究を組織し、2024 年度大会ではアンケート調査から、受託団体が他事業の資源を動員して事業を成立させている実態を報告した。本報告では、これに続き実施した 10 窓口へのヒアリング調査の全体像と、部会に共通する分析枠組みを提示する。調査から見出されたのは、第一に、センターが行政報告上のカテゴリーとしてのみ存在し、独立した事業実態を欠く「名目化」の進行、第二に、総合相談機能がひきこもり支援や生活困窮者支援など財源の裏付けをもつ隣接制度に吸収されていく構造である。そのうえで、名目化の程度と様式を規定する要因を、都道府県の関与（第二報告）と基礎自治体の地域条件（第三報告）から検討するという部会全体の見取り図を示す。

阿比留久美（早稲田大学）・ 原 未来（滋賀県立大学）

子ども・若者総合相談センターにおける都道府県の役割―ヒアリング調査からみる制度運用の多様性

子ども・若者育成支援推進法は子ども・若者総合相談センターの設置を求めているものの、その具体的な運営方法は自治体に委ねられており、実践のあり方は大きく異なっている。本報告では、センターの運用をめぐって都道府県が果たす役割やガバナンスの発揮について検討を行う。対象は、山形県、神奈川県、島根県、栃木県であり、センターの設置経緯、市町村との関係、既存施策との接続、予算・人員体制等について聞き取ったインタビューデータを用いる。分析の結果、地域の支援団体の実践を基盤に県が複数のセンターを設置する自治体や、県直営センターが一次相談と広域ネットワーク形成を担う自治体、全市へのセンター設置を県が間接支援する自治体など、都道府県によって県の果たす役割や自治体間の関係性は大きく異なることが確認された。これらの比較を通じて、子ども・若者総合相談センターは一律の制度ではなく、地域の支援資源や政策形成過程を反映しながら多様な形で運用されていることを示し、都道府県が果たしうる機能について示す。

岡部 茜（佛教大学）・南出吉祥（岐阜大学）

子ども・若者総合相談センターは基礎自治体でいかに実装されるのか―市町村の6窓口のインタビューから

本報告は、若者支援の最前線となる基礎自治体で運営される子ども若者総合相談センターに焦点を当て、地域の様々な条件のもとにどのように形成されているのかを明らかにすることを目的とする。全国のセンターから5自治体（計6窓口）を抽出し、各窓口のスタッフへのインタビューの文字おこしデータを用いる。分析の結果、今回の分析対象からは、行政と民間団体が協働して自治体としての若者支援ネットワークを整備している自治体、自治体のバックアップを受けつつ独自に委託団体が事業を展開している自治体、行政直営として他の事業と連動しながら取り組みが進む自治体の三つの形態が確認できた。これらの差異は、

総合相談センターが、地域資源、委託関係、既存施策などの地域条件との接続のなかで地域性に大きく影響を受けて形作られることを示している。

テーマ別分科会 ⑩　〔国際交流委員会、アジア部会〕
ベトナムにおける社会保障の現在地―国家制度・家族扶養・社会組織を手がかりに

座長：金　成垣（東京大学）
コーディネーター：グエン　ヴィエット　ティエップ（東京大学・院生）
予定討論者：米澤　旦（東京大学）・朱 珉（千葉商科大学）

＜分科会設立の趣旨＞

ドイモイ以降、ベトナムでは市場経済化と経済成長が進み、生活水準が向上する一方で、人口高齢化、都市化、家族構造の変容などを背景に、生活保障をめぐる課題が顕在化している。しかしながら、その実態は日本の社会政策研究において十分に共有されてきたとはいえない。本分科会は、ベトナムの社会保障を、国家制度の整備状況だけでなく、家族扶養や社会組織による実践を含む生活保障の重層的な編成のなかで捉える。第一報告では、社会保険と公的扶助の制度形成を取り上げ、国家による生活保障の到達点と課題を検討する。第二報告では、家族扶養に注目し、社会変動のもとで家族が担う生活保障の役割と変化を明らかにする。第三報告では、仏教系組織による社会福祉・社会活動を取り上げ、地域社会における福祉実践の展開を考察する。以上を通じて、ベトナム社会保障の現在地を示し、国家制度、家族扶養、社会組織が重層的に生活保障を構成する過程を明らかにする。本分科会の第二・第三報告者は、ベトナムから招聘する非会員である。両名の報告はベトナム語で行う（逐次通訳あり）。

グエン　ヴィエット　ティエップ（東京大学・院生）
ベトナムにおける国家制度としての生活保障の形成―社会保険と公的扶助を中心に

ベトナムでは、1945 年の建国以降、戦時期、計画経済期、ドイモイ以降の市場経済化を経て、社会保障制度が段階的に形成されてきた。本報告は、1945 年以降の法令・政策文書を中心とする一次資料に基づき、社会保険と公的扶助がいかなる歴史的経路を通じて整備されてきたのかを検討する。社会保険は、公務員・被用者を主な対象とし、雇用関係と保険料拠出を基盤とする制度として展開してきた。他方、公的扶助は、貧困層、高齢者、障害者など特定の脆弱層を対象とする救済・扶助制度として拡充されてきた。本報告では、両制度の形成過程を各時期に即して跡づけるとともに、それらが生活上のリスクに対応する一つの体系として十分に接続されてきたのかに着目し、ベトナムにおける社会保障制度の特徴と課題を明らかにする。

ダン　ティ　ヴィエット　フオン（ベトナム社会科学院社会学・心理学研究所・非会員）
ベトナムにおける高齢期の生活保障と家族―扶養実践、負担、デジタル化の課題

ベトナムでは、高齢者の生活保障において家族がなお中心的な役割を担っており、国家の社会保険制度が十分に及ばない領域を支えている。本報告は、2022 年の社会学的調査に基づき、家族を生活保障の担い手として位置づけ、成人した子どもや同居家族が、健康、物質的支援、情緒的支援の各面で高齢者扶養を担っている実態を明らかにする。こうした役割は、孝道規範や近居・同居を基盤としつつも、ジェンダーによる負担の偏りや人口・社会変動のもとで揺らぎつつある。さらに、年金給付や福祉サービスのデジタル化により、高齢者が家族を通じて制度へアクセスする必要が高まっている点にも注目する。以上を通じて、本報告は、ベトナムの家族による高齢期の生活保障が不可欠である一方、その持続可能性が次第に脆弱化していることを論じる。

チュ・ヴァン・トゥアン（ベトナム社会科学院社会学・心理学研究所・非会員）
ベトナムにおける仏教の社会福祉活動への参加

本報告は、国家の社会保障制度に残る空白を背景に、ベトナムで最大の信徒数と寺院基盤をもつ仏教が、社会福祉活動を通じて重要な社会資源となっていることを検討する。従来研究が個別の慈善活動の記述にとどまりがちであったのに対し、本報告は、慈・悲・喜・捨の教義や社会参加の精神に着目する宗教学的視点と、社会ガバナンスの視点を組み合わせ、宗教的信念が組織的な社会福祉実践へと転化する過程を分析する。研究結果は、仏教系組織による社会福祉活動が自発的慈善から半制度化された形態へ移行し、トゥエティン診療所、慈善学校、孤児や独居高齢者の養護施設などを通じて展開していることを示す。

他方で、こうした活動はなお法的枠組みや国家の社会保障制度との正式な連携の仕組みを欠いている。本報告は、仏教資源を社会保障政策のなかで有効に活用するための制度的課題を提示する。

テーマ別分科会 ⑪　〔一般〕
認定就労訓練事業における雇用主関与と支援機関の役割―就労困難者を職場につなぐ条件

座長：山邊聖士（長崎県立大学）
コーディネーター：長松奈美江（関西学院大学）

＜分科会設立の趣旨＞

本分科会は、生活困窮者自立支援制度における認定就労訓練事業を事例として、積極的労働市場政策への雇用主関与を促す条件を検討する。本事業は、直ちに一般就労に就くことが難しい人びと（以下、就労困難者）に支援付き就労の機会を提供する制度である。しかし利用件数は非常に少なく、雇用主の実質的な関与も限定的である。

本分科会では、利用実績が比較的高いX市の職員、相談支援員、就労困難者の受け入れ実績のある企業・法人への聞き取り調査データを分析する。自治体、自立相談支援窓口、認定事業所の開拓や利用調整を担う労働市場媒介機関、受け入れ事業所の関係に注目し、就労困難者がどのようにして職場につながるかを明らかにする。

本制度の利用を左右する要因としては、相談支援員の制度理解や実践知、生活支援の論理と就職支援の論理のあいだに生じる緊張、企業・法人側の受け入れ動機、職場内での調整や受け入れ体制の形成が重要である。3報告を通じて、就労困難者を職場につなぐ過程で、どのような媒介機能や組織的実践が必要とされるのかを明らかにし、雇用主関与を通じた包摂的な就労支援が実現する条件を考察する。

筒井美紀（法政大学）
積極的労働市場政策への雇用主の関与をどのように捉えていくか―X市の認定就労訓練事業を事例として

本報告は、後続二報告による認定就労訓練事業利用の促進・制約条件の検討に先立ち、メタ命題を提示する。X市では、受入先開拓や利用調整を担う労働市場媒介機関が、2025年度に支援機関Aから民間人材サービス会社Bへと変更された。①この変更により、早期の就職接続を重視するワーク・ファースト志向の「促進アプローチ」が前景化しやすくなり、支援付き就労の機会提供を趣旨とする同事業への志向が弱くなっている。②雇用主が、生活困窮者や就労困難者の訓練機会の提供や雇用に、なぜ・どのように関与するかは、そうした関与が、各雇用主の実業の営み全体のなかでどのように理念的あるいは機能的に整合すると認識されるかに拠る。雇用主関与研究は、ALMP研究と包摂的人的資源管理論との対話により発展してきたが、さらに社会学的視点との接合が求められる。社会科学の命題には一般性が必要だが、まずは各雇用主の実業の営みの特殊性を解きほぐす必要がある。それは個人史的に見えようが、ネットワークのなかで培われた社会的なものだからである。

長松奈美江（関西学院大学）
認定就労訓練事業の利用を促進する条件―X市における複数区の聞き取り調査から

本報告は、X市を事例に、認定就労訓練事業の利用を可能にする条件とその制約要因を、現場の最前線にいる相談支援員の視点から検討する。4区役所の市職員および自立相談支援事業の主任相談支援員への聞き取り調査をもとに、相談支援員が認定就労訓練事業の趣旨や重要性をどのように理解し、受入先開拓や利用調整を担う労働市場媒介機関との関係をどのように認識しているのかに注目する。分析の結果、利用を促進する要因としては、相談支援員が利用後の具体的プロセスを想定できること、媒介機関を信頼できること、そして利用調整に関する実践知が形成されていることが重要だということがわかった。他方で、2025年度に労働市場媒介機関が支援機関Aから民間人材サービス会社Bへと変更されたことに伴い、「相談者に寄り添う」生活支援の論理と、「就労可能性を見極める」就職支援の論理との緊張が表面化し、それが制度利用を制約していた。本報告は、認定就労訓練事業の有効な活用を促進するためには、事業所開拓だけでなく、関係機関間の対話を通じて利用調整に関する実践知を蓄積することが不可欠であることを論じる。

櫻井純理（立命館大学）・神崎淳子（金沢星稜大学）・劉 思良（京都先端科学大学）

事業主はなぜ・どのように就労困難者を受け入れ、育成しているか—X 市認定就労訓練事業の 10 事例から見えてきたこと

認定就労訓練事業の有効な活用を図るうえでは、単に利用件数を増やすだけでなく、それが本人の望む就労や生活に繋がるものかどうかを問う必要がある。背景には、一般的に就労支援政策が脆弱層を低い労働条件や不安定な雇用へ接続しているのではないかという批判がある。本報告が問うのは、認定就労訓練がそうした経路ではなく本人の望む就労・生活への道筋として機能するために、受け入れ事業主側の関与にどのような条件と実践が必要か、である。そこで、筆者らは X 市の認定就労訓練事業において、就労困難者の受入れ実績がある事業所や団体（10 か所）に聴き取りを行い、その動機やいきさつのみならず、受け入れ後の配置・育成や職場での持続的な支援体制の構築などについても確認した。本報告では、これらの事例について、第一報告が示した分析枠組みを参照しながら、事業主の営みや産業ごとの特徴、訓練生の個性や希望に合わせた職務の切り出し・調整、事業所側からみた訓練生の変化、自治体や支援機関の役割等について明らかにする。

自由論題　報告要旨

自由論題【A】労働史

座長：木村牧郎（名古屋経済大学）

田口和雄（高千穂大学）・大島久幸（高千穂大学）・永戸哲也（高千穂大学）
戦間期における人事評価の運用実態－卸売業M社の人事マイクロデータ分析をもとに

本報告では、卸売業M社の従業員の個別の人事評価情報をもとに、戦間期における人事評価の運用実態の特質を検討する。戦間期を含む第二次世界大戦前の日本企業は、経営管理の近代化に取り組んでいた。当時、アメリカから科学的管理法の一つとして人事査定制度が紹介・導入されており、これに連動して人事管理の中核をなす人事評価の制度と体制の整備・拡充も進められていた。しかし、資料の焼失や紛失といった歴史的制約もあり、そうした制度や体制が企業で実際にどのように構築され、運用されていたかについては、未解明な部分が多い。先行研究の多くも、雇用システム全体の変容といった外形的な分析や賃金構造といった処遇の分析などにとどまっている。こうした問題意識のもと、本報告では従業員の人事評価情報（従業員内報）をデータベース化した「人事マイクロデータ」を用いて、当時の人事評価がどのように運用されていたのかを明らかにする。

佐藤大修（京都大学・院生）
日本企業における独身寮制度の長期変遷―企業パネルデータによる実証分析

本報告では『旬刊福利厚生』誌に掲載された独身寮制度に関する約 30 年間・約 200 社の動向調査をもとにパネルデータを構築し、独身寮制度の長期的な変化を分析する。これまで企業福利厚生研究では福利厚生費総額や住宅関連支出の推移が論じられてきたものの、企業ごとの独身寮制度の実態を継続的に把握した研究は限られている。そこで本報告では、寮使用料、居住形態（個室・相部屋等）、設備などの制度内容の変化を整理するとともに、日経連『福利厚生費調査』や住宅着工統計（給与住宅）などを併用し、企業福利厚生を取り巻く制度・経済環境との関係を検討する。企業固定効果を考慮した分析を通じて、福利厚生・労務管理としての独身寮制度が高度成長後期からバブル期、1990 年代以降にどのように変容したのかを明らかにする。

加藤　健（大阪公立大学）
革新主義期アメリカにおける女性労働規制と女性経済学者―T. S. マクマホンとワシントン州産業福祉委員会

本報告は、革新主義期アメリカにおけるジェンダー化された雇用排除の構造を、T.S.マクマホン(1878-1961)の経験から検討する。J.R.コモンズのもとで学位を得た彼女は、ワシントン大学で教える一方、1913 年ワシントン州最低賃金法の制定を州議会委員会での証言等を通じて支え、その執行機関である産業福祉委員会の委員として調査と賃金決定に関与した。同法は「女性および未成年者の生命・健康・道徳を保護する法律」と題され、道徳的統制は立法の正当化論理そのものに埋め込まれていた。彼女は、雇用主が女性従業員の職場外の「不道徳」を理由に解雇する慣行を批判したが、これが反発を招き、委員に再任されることはなかった。さらに 1930 年代の「反縁故主義」規則は、既婚女性教員のみの排除として運用された。労働者と専門職という異なる階層の女性に、婚姻・道徳規範を介した同型の排除が作動していたことを、両局面の当事者であったマクマホンの経験から示す。

自由論題【B】　就労支援と労働組合

座長：駒川智子（北海道大学）

平　将志（九州産業大学）
失業対策事業の変容と「求職闘争」―「エネルギー革命期」における福岡県産炭地を事例として

本報告の課題は失業対策事業（失対事業）の変容と自由労働組合による「求職闘争」について、「エネルギー革命期」における福岡県産炭地を事例として検討することにある。当初、失対事業はドッジ・ラインの対策として制定されたが、実施過程では「硬直性」や「不効率性」が問題視された。こうした批判から、1963 年には「失対二法」が改正され、事業の再編が行われた。これに対し

て自由労働組合は各地域で、「求職闘争」を展開し、とくに産炭地では激しい運動が生じた。1964年6月の夕張職安における新規流入を皮切りに全国へ波及した。なかでも石炭産業の崩壊が進展していた福岡県産炭地では失対事業への大規模な新規流入が顕在化し、その規模と影響は他地域と比較して顕著であった。本報告では大規模な「求職闘争」が展開された「エネルギー革命期」の福岡県産炭地を対象に、行政資料、組合資料及び地方紙を素材とし、その実態と特徴をあきらかにする。

川野英二（大阪公立大学）

日雇労働市場の変容と就労支援事業の再編──西成労働福祉センターの近年の事業展開を中心に

大阪市西成区あいりん地域(釜ヶ崎)では、日雇労働被保険者手帳所持者数が 1986 年の約 2 万 5000 人から 2025 年には約 450 人へ減少し、高齢化率は 45.5%に達する一方、外国人や生活困窮者の流入という新たな人口動態が生じている。本報告は、1962 年の設立以来この地域の就労支援を担ってきた公益財団法人西成労働福祉センターの事業計画・事業報告・事業所調査・中期運営方針等の一次資料に基づき、同センターの事業再編の現局面を整理する。近年の変化として、(1)総合相談窓口の設置と他機関連携による「ワーキングネット」の構築、(2)登録支援機関事業の受託など外国人労働者支援の本格化、(3)求人情報サイト「センターナビ」による情報発信のデジタル化、(4)技能講習事業の職種転換型への拡充、(5)2026 年に解体着工したあいりん総合センター跡地の「新労働施設」への機能再編、の 5 点を指摘し、これらを寄せ場型職業紹介機関から包括的就労支援機関への移行過程として考察する。

対馬洋平（明治大学・院生）

労働組合はなぜ格差を受け入れるのか―情報通信産業における制度変化と連帯意識の変容

本報告の目的は、制度変化と労働組合の連帯意識との相互規定的な関係を明らかにし、連帯を再構築するための制度的条件を考察することである。働き方が多様化し、雇用関係の個別化が進む中で、集団的にルールを形成する労働組合の意義が問われている。しかし、制度が個別化するほど労働者の意識も個別化し、格差是正や連帯の再構築が難しくなるという悪循環が生じ得る。日本の労使関係研究は、労働組合の連帯が企業別で形成されてきたことを明らかにしてきたが、制度変化に伴う変容は十分に問われていない。本報告は、包摂的な制度と包摂的な連帯との相互規定的な関係をモデル化した Doellgast et al.[2018]を分析枠組みとし、制度変化と連帯意識の変容を考察する。具体的には、情報通信産業の労働組合を事例とし、制度の包摂性の低下に伴い連帯意識が個別化してきた過程を、組合員意識の変化などを通じて分析する。それを踏まえ、労働組合が連帯を再構築するための制度的条件を考察する。

自由論題【C】　生活・家族

座長：安藤加菜子（愛知大学）

西村幸満（国立社会保障・人口問題研究所）・毛塚和宏（九州大学）

ポスト工業化社会における家族モデルの検証―1974-1984 年 A 市パネル調査から

社会政策学会第 152 回の教育セッションは、復元した調査票情報に基づく分析の可能性を議論した。本発表は、1974 年と 1984 年に A 市で実施した同一世帯調査に基づいて「男性稼ぎ主」モデルの動態分析を行う。高度経済成長期以降の脱工業化が進む中で工業化の指標である片働き世帯から共働き世帯への移行が進んだのか。それとも片働き世帯が維持されたのかを数値に基づいて分析結果を示す。基礎集計では、1974 年の夫就業・妻非就業という片働き世帯の割合は 24.84%、共働き世帯である夫被雇用・妻就業の割合は 22.29%であり、両者は拮抗していた。1984 年の数値はそれぞれ 12.31%と 8.70%と急減し、片働き世帯は相対的に高い割合で、一見すると「男性稼ぎ主」モデルが優勢に見える。本発表では2時点間の移動表を作成し、自営業や死亡さらには夫婦の年齢の影響を考慮した 10 年間の推移を示し、改めて「男性稼ぎ主」モデルの検証を行う。

髙橋義明（東洋大学）

複合リスク下における社会関係資本の「自食」構造―家計困窮と孤独がもたらすゼロサム世界観

本報告は、多層的な社会的・経済的不安（複合リスク）が個人の社会的孤立を招き、それが心理的アノミーの深化を経て、マクロな政治的不信へと還流するミクロな因果メカニズムを解明することを目的とする。2026 年 2 月に実施された最新の全国調査データ（N=1,802）を用い、家計の困窮度、相互扶助ネットワークの規模、孤独感、および「ゼロサム世界観」と既存ガバナンス（政治・メディア）への信頼度の関係性を共分散構造分析（SEM）および多項ロジスティック回帰分析によって検証した。SEM の分析結果から頼れる社会資本の枯渇および孤独感の増幅が、他者の成功を自己の損失と捉える「ゼロサム世界観」に統計的に極めて有意なつながっていることを示した。この社会的シニシズムの顕在化は 2026 年衆院選における市民の投票行動にも現れており、既存システムへの不信が 1 ポイント高まるごとに、投票棄権（無投票）を選択する確率が与党投票層に比してプラスに有意であることなどが判明した。本報告ではこれらの分析結果をもとに、現代日本における社会的連帯の崩壊の危機と民主主義の侵食プロセスを議論する。

斎藤真緒（立命館大学）

「ケアの後」をどう支えるか―日本のケアラー支援政策の課題

日本では、ヤングケアラー支援の法制化（2024 年）や地方自治体におけるケアラー支援条例の拡大など、ケアの担い手を社会的支援の対象として位置づける動きが進みつつある。こうした動向は、従来、ケアの受け手中心に構築されてきた社会政策の枠組みの再編を要請している。

本報告は、ケアの長期的影響という観点から、ポストケアラー（former carer）の政策上の位置づけを検討することを目的とする。とりわけ、ケアの終了とともに制度的支援から切り離されやすいポストケアラーに着目し、その経験とニーズを、「重層的喪失」や「不利のレガシー」といった先行研究の知見から整理する。また、日本のケアラー支援政策における時間軸の想定が、ケアの「現在」に偏っている点を指摘し、ポストケアリング期における生活再建支援の重要性を明らかにする。最後に、ケアラーの権利保障を時間的に拡張する視点から、ポストケアリング期を含む包括的な支援枠組みの構築に向けた理論的・政策的含意を検討する。

自由論題【D】　労働経済

座長：藤井浩明（大同大学）

五十畑浩平（名城大学）

フランスにおける高等教育段階のアルテルナンス拡大―学生・教育機関・企業の合理性はいかに接続されるのか

近年、フランスでは高等教育段階におけるアルテルナンス（就労と学習を交互に行う職業教育制度）が急速に拡大している。とりわけ 2018 年の「職業選択の自由のための法律」以降、契約数は大幅に増加し、大学やグランゼコールにおいても主要な教育形態の1つとなりつつある。本報告は、高等教育段階のアルテルナンスを対象に、学生・教育機関・企業の合理性が、いかに同一制度のもとで接続されうるのかを検討する。同制度の拡大をめぐっては、学生・教育機関・企業がそれぞれ異なる目的や動機にもとづいてアルテルナンスを選択し、活用していると考えられる。しかし、これら異なる主体の合理性が、なぜ同一制度のもとで整合しうるのかについては、なお検討の余地がある。本報告では、アルテルナンスが学生・教育機関・企業によってどのように意味づけられ、利用されているのかに注目する。とくに、同一制度が各主体の異なる目的や動機に応じて利用されうる点に着目し、そのことが制度利用の拡大とどのように関係しているのかを検討する。

小前和智（お茶の水女子大学）

社会保険適用拡大は非正規雇用の処遇改善に寄与したか

本研究は、2016 年 10 月より進められてきた社会保険適用拡大が非正規雇用の処遇への影響を検証する。個人を対象としたパネルデータであるリクルートワークス研究所「全国就業実態パネル調査」を用い、パネル分析を行う。先行研究の多くでは、年収などの情報から「壁」の議論が展開されるが、本研究は社会保険の加入状況が格納されるパネルデータを用いているため、直接的に社会保険適用拡大がカバレッジを高めたかを分析することができる。具体的には、t 年の労働時間と t+1 年の最低賃金額を組み合わせることで、社会保険の適用要件への到達を外生的に識別し、社会保険適用拡大が被扶養者から被保険者への

移行に及ぼす影響を測定した。さらに、社会保険適用拡大は、単に社会保険のカバレッジを広げるのみならず、離職確率や正規雇用への転換に影響を及ぼす可能性がある。この点についても分析を行い、社会保険適用拡大が非正規雇用のキャリアに及ぼす影響についても論じる。

髙瀬久直（安田女子大学）・山田涼馬（安田女子大学・非会員）・高田裕（広島修道大学・非会員）

広島県におけるカキ養殖業の後継者問題に関する一考察―美能漁業協同組合へのインタビュー調査に基づいて

日本最大のカキの産地である広島県では、カキ養殖業における経営体数が長期的に減少傾向にある。本報告は、広島県のカキ養殖業者が直面する後継者問題に焦点を当て、後継者問題との関わりの中で外国人従事者の状況についても触れる。後継者確保が難しくなっている要因として、特に人材確保・育成に関わって具体的にどのような点があるのか。この「問い」に対し、広島県有数のカキ養殖の産地である江田島の美能漁業協同組合へのインタビューに基づいて考察する。カキ養殖業の仕事に熟練するためには、耐久力を要する作業に 10 年間以上従事し経験を積む必要があり、経営体は親から息子やその兄弟へと継承される傾向が強く、親族の男性以外の後継者確保は困難となってきた。加えて、賃金面を含め課題が指摘される外国人従事者にカキのむき身作業で頼らざるを得ない状況が、後継者確保や新規参入を容易ではないものとしている可能性がある。

自由論題【E】　社会保障とジェンダー

座長：久本貴志（福岡教育大学）

小関隆志（明治大学）

「金融化」が貧困に及ぼす影響と、それに対する社会保障の課題

1980 年代以降、新自由主義政策の台頭に伴い、公的社会保障が後退し、経済格差の拡大につながった。しかし、金融化も経済格差の拡大と貧困を加速させたといわれている。

金融化とは、経済・社会・政治的活動において、金融資本の役割と権力が支配的な要因となった資本主義(Siddique 2021; 2022)であり、金融セクターが短期的な利益を追求する結果、賃金の低迷や家計債務の増加を招く(Epstein 2005; Bobek et al. 2023)と指摘されている。

家計は住宅ローンや奨学金、確定拠出型年金や非課税投資など様々な金融商品のリスクにさらされ、グローバルな金融市場の動きに直接影響を受けやすい状況にある。金融化が進む現代において、低所得層が貧困から脱却し、あるいはさらなる貧困に陥るのを防ぐために、社会保障政策は金融化とどう向き合う必要があるのか。金融化をめぐる研究を整理し、日本への示唆を得たい。

石井まこと（大分大学）

労働市場構造の変容と労働災害・労働安全衛生―ジェンダー・国際比較からみた日本の課題

2011 年秋季大会共通論題で「健康のための社会政策」として労働と健康の問題が学会で取り上げられた。その後、社会科学分野で、労働災害や労働安全衛生に関しての研究が進んできたとはいえない。その1つが、近年の労働市場構造は女性化・非正規化・非雇用化など大きく変化しているなかで、それらがもたらす労働災害のかたちを明らかにできていないことである。問題の1つは労働災害・労働安全衛生データが整理・公表されていないことである。2つ目は、日本の皆保険制度によって労働災害が医療保険で処理されやすいことがある。今後 AI の拡大で構造変化は一層進み、ますますその影響と労働災害・労働安全衛生の関係性を明らかにする調査データが必要になる。一方で、この国に性別・雇用形態別等の労働災害・労働安全衛生を分析する公表統計はない。この点について EU の取り組みを紹介しながら、課題を提起する。本研究は科研（課題 26K03200）成果の一部である。

ケン メイ（アジア太平洋研究所）

中国の中高年層におけるダブルケア責任と精神的負担

中国では、人口動態の変化を背景に、中高年層、特に女性が複数の家族内ケア責任、すなわち親ケアと孫ケアを同時に担う可能性が高まっている。しかしながら、このような複数のケア責任の発生が、当事者の負担にどのような影響を及ぼすのかに関する実証分析は、十分に蓄積されていない。本研究は、中国の中高年層を対象に、ダブルケア責任と当事者の精神的負担との関係を、計量分析手法に基づき検討す

る。特に、親ケアのみ、孫ケアのみといったシングルケアとの比較を通じて、親ケアと孫ケアが重なることによって精神的負担がどのように変化するのかを明らかにする。さらに、その関連が都市・農村という地域構造、および社会資源・家族支援によってどのように調整されるのかを検討する。

自由論題【F】　社会保障・社会福祉 1

座長：垣田裕介（大阪公立大学）

松本尚子（大東文化大学）

ドイツにおける労働の「再商品化」：前兆段階から現代的展開まで

ドイツにおける労働の「再商品化」は、一般に 2000 年代初頭のハルツ改革を中心に論じられてきた。しかし、その前兆は 1980 年代からすでにみられた一方で、この時期の制度変容は十分に検討されていない。また、ハルツ改革によって形成された就労困難者に対する生活保障の枠組みが、その後いかに修正されてきたのかについても、十分な検討はなされていない。本報告では、まず「再商品化」の概念を整理し、「商品化」および「脱商品化」との関係を検討する。ついで、1980 年代以降のドイツ社会保障制度の変容を問うとともに、同時期からハルツ改革に至る過程の位置づけを考察する。さらに、ハルツ改革の制度的特徴とその後の修正過程を、市民手当の導入およびそれに対するバックラッシュに至るまでの展開を含めて分析し、現代ドイツにおける福祉と就労の関係を「再商品化」の観点から再検討する。

布川日佐史（法政大学大原社会問題研究所・名誉研究員）

「市民手当」から「新求職者基礎保障」へ―ドイツの最低所得保障制度の検討

ドイツにおける最低所得保障制度に揺り戻しが生じた。2023 年施行の「市民手当」は、従来のワークフェア的性格を、信頼ベースでの同じ目線の高さの支援へと転換した。それが早くも本年 7 月に、不正受給を疑って義務と制裁を強化した「新求職者基礎保障」へと逆転した。

本報告は、新制度に、制裁としての給付減額と給付停・廃止が、異なる論理をもとに二重に制度化されたことを明らかにする。支援という名目で、個人面談と受診が義務付けられたことも確認する。

ただし、制約を抱えた人への支援は拡充している。ケースマネジメント、社会的労働市場、コーチング、アウトリーチ、包括的支援が制度化されてきた。「需要充足可能な就職件数」だけでなく、「エンプロイヤビリティと社会参加の改善」が全ジョブセンターの業績指標になる。

本報告は、「新求職者基礎保障」が雇用政策と公的扶助が交錯した制度であるという特性に着目し、こうした動向を検討する。

金　碩浩（愛知県立大学）

入口の支援は何と結びつき、伴走は何を支えるのか―韓国自活事業にみる支援連鎖と多次元的自活、日本の自立相談支援事業への示唆

韓国の自活事業は、入門課程 Gateway による経路設定と自活事例管理による継続的伴走という支援連鎖を制度化しており、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援事業と類似する。しかし、入口段階と伴走段階の支援がそれぞれ自立のどの次元ー意欲、障壁克服への自信、主体的行動、経済的自立の見通しーと結びつき、両者の組み合わせが相乗的に作用するのかは、日韓両国において実証的に解明されていない。本研究では、参加者が知覚した各段階の支援の質とこれら多次元的自立との関連構造を解明し、日本への示唆を導出する。分析には韓国自活福祉開発院「自活事業参加者実態調査」個票（2022～2025年）を用い、支援の質の主効果、入口×伴走の交互作用、心理的次元を経由する間接的関連、対象者属性による関連の異質性、および本人の意見表明の役割を順に検証した。推定では地域固定効果により地域間の環境差を統制し、間接経路は構造方程式モデリングで分解し、尺度の年次間比較可能性は測定不変性検定で確認した。

自由論題【G】　子ども・若者

座長：楊 慧敏（県立広島大学）

赤城　拓（京都大学・院生）

子どものサポートネットワークの国際比較―福祉レジーム論の枠組みによる計量分析

本研究の目的は、福祉レジームによって、子どものサポートネットワークの特徴や規定要因にどのような差異があるかを示すことである。

先行研究では、社会関係資本と福祉国家との関係やソーシャルサポートと福祉国家との関係が検討されてきた。だが、データ上の制約や福祉レジームの枠組みにおいて子どもが主体として位置付けられてこなかったことから、18 歳未満の子どもが対象から外されてきた。そのため、本研究では 18 未満の子どもが対象として含まれている国際調査の個票データを用いた計量分析によって、子どものサポートネットワークの特徴と規定要因を検討する。

本研究において使用するデータは、2013 年と 2018 年に実施された「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」と 2023 年に実施された「我が国と諸外国のこどもと若者の意識に関する調査」の個票データである。調査対象国は、日本、アメリカ合衆国、スウェーデン、ドイツ、フランスの 5 カ国である。調査対象者は、各国における満 13 歳から満 29 歳までの男女である。

なお、詳細な分析結果は当日に報告する。

青木健資（東京都立大学・院生）

家族資源に依拠できない若者の制度アクセスをめぐる論点—高等教育移行期における保証人・緊急連絡先要件に着目して

本報告は、家族資源に依拠できない若者の制度アクセスに関する先行研究を整理・検討し、高等教育移行期における保証人・緊急連絡先要件を捉えるための論点を提示する。ケアリーバーや家族関係が断絶した若者に関する研究では、進学費用、生活費、住居、相談支援などの困難が論じられてきた。しかし、既存研究は経済的支援や生活支援に焦点を当てる一方で、大学入学手続において求められる保証人、緊急連絡先、保護者情報等の要件が、家族資源に依拠しにくい若者に課す制度的条件については十分に検討してこなかった。本報告では、若者の移行、社会的排除、高等教育アクセス等に関する研究の到達点と課題を整理し、家族依存型の制度アクセスを社会政策上の課題として位置づける。

土岐智賀子（立命館大学）

なぜ若者の居場所は消えたのか—イタリア青少年センター（CAG）の縮小にみる自治体・NPO 協働の持続条件と日本への示唆

イタリアの青少年センター（CAG）は、多くの場合自治体が設置主体となり、社会的協同組合をはじめとするサードセクターが運営を担う若者の居場所であり、2000 年には全国約 530 か所を数えたが、2017 年には 40 か所程度まで激減したとされ、その内実は実証的にほとんど明らかにされていない。「若者保証」に代表される国家レベルの政策の効果が就労能力の高い層に偏りがちであるなか、社会的排除リスクの高い若者に届く現場の支援がなぜ持続しなかったのかは、若者の社会的包摂を考えるうえで重要な問いである。本報告は、財源の安定性、自治体の関与、NPO の組織的力量、地域内ネットワークの 4 要因に、運営形態（自治体直営、社会的協同組合への委託、教会系等）の違いを加えた枠組みにより、協働が若者支援として機能する条件と立ち行かなくなる条件を検討する。2024 年の北部ロンバルディア州ベルガモ県の CAG 訪問調査と 2026 年 9 月実施予定の現地調査の知見に基づき、居場所づくりが政策課題となっている日本の子ども・若者支援への示唆を導出する。

自由論題【H】　高年齢者

座長：保田真希（名寄市立大学）

聶 逸君（立教大学）

高齢夫婦世帯における家計管理・消費決定の担い手と健康状態—日常生活を支える家計運営からみる高齢期の生活保障上の脆弱性

高齢期の生活保障は、所得や資産だけでなく、日々の家計を誰が担い、その担い手が健康を維持できているかにも左右される。本研究は、JSTAR（くらしと健康の調査）の 65 歳以上の有配偶者を対象に、生活費の使途決定、食費決定、耐久消費財購入決定の担い手を妻主導、夫主導、夫婦共同に分類し、妻・夫の健康不良との関連を検討した。分析の結果、食費決定では妻主導が八割を超える一方、耐久消費財購入決定では夫婦共同が過半を占め、担い手構造は領域によって異なっていた。妻の健康不良は生活費・食費決定における妻主導の低下と夫主導の上昇に関連したのに対し、夫の健康不良は耐久消費財購入決定においてのみ関連していた。これらの結果は、高齢夫婦の日常家計が夫婦共同の生活基盤でありな

がら、実際には妻の健康状態に強く依存していることを示唆する。高齢者支援では、所得・資産や要介護状態だけでなく、誰が日常家計を担い、その健康悪化が世帯運営にどのような脆弱性をもたらすのかを把握する視点が求められる。

仁科伸子（熊本学園大学）
介護保険データから見たエイジングインプレイスの現状

多くの人々の老後の生活に関する願いは、住み慣れた地域に住み続けるエイジングインプレイスである。介護保険法は、在宅によるケアを目指して整備された。介護保険を利用して、重度の介護が必要になっても地域の中に住み続けている高齢者は多い。2010 年に介護保険データを用いて分析した結果、要介護4，5になっても地域に住み続けている人の割合は、都市部で高く、小都市や中山間地域では低かった。本研究では現在の状況と比較すると同時に変化の要因について考察する。

山田篤裕（慶應義塾大学）・吉田泰（慶應義塾大学・院生・非会員）
厚生年金の適用拡大と高年齢者の労働供給

2016 年に厚生年金保険の適用拡大が施行された。対象は被保険者数が 501 人以上の企業に雇用される、週 20 時間以上 30 時間未満、かつ月額賃金 8.8 万円以上の労働者（学生を除く）である。この新規適用者の多くは高年齢労働者であった。また、厚生年金の適用拡大は、就業調整の一因とされる在職老齢年金制度の影響を受ける高年齢者の増加も意味する。本研究では、2016 年の適用拡大が高年齢者の労働供給に与えた影響について、縦断調査を用いて明らかにする。

その後の一連の制度改革により、企業（被用者保険数）規模や賃金の要件は段階的に緩和されてきたが、週労働時間の要件は維持されている。そのため、2016 年の改革時に生じた行動変化を解明することで、将来も残される時間要件が就業調整（働き控え）に与える影響を予測し、今後の年金・雇用政策に対する政策含意を得ることが期待される。

自由論題【I】　地域
座長：浅野和也（津市立三重短期大学）

中森幸雄（市立野洲病院）
地域における医療アクセスの確保と持続可能な在宅医療体制の構築に向けて―オンライン診療の普及をめぐる政策的課題を中心に

本研究は、地域医療におけるオンライン診療の普及を阻む要因を、医療サービス市場における情報の非対称性と医療 DX の観点から検討するものである。国は在宅医療の推進とともにオンライン診療の普及を進めているが、地域の診療所では導入が必ずしも進展していない。そこで、訪問看護ステーションの利用者や訪問看護ステーションの看護師、さらに、守山市・野洲市の診療所の医師を対象にアンケート調査を実施し、オンライン診療の導入状況、導入を妨げる要因、患者への情報提供の実態、ならびに訪問看護師等の医療従事者や ICT や IT 操作を支援するオンライン診療支援者の必要性に関する医師の認識を分析する。これにより、オンライン診療の普及には技術導入だけでなく、情報格差の是正や多職種連携による支援体制の構築が重要であることを明らかにし、地域における医療アクセスの確保と持続可能な在宅医療体制の構築に向けた政策的課題を考察する。

三輪佳子（立命館大学）
災害被災地における住居再建支援の非利用とその影響

災害による住居の喪失・損失は最も深刻な被害の一つであり、住居再建と生活再建は災害復興における中心的課題である。しかし、日本の住居再建支援制度は再建費用の一部を補填するにとどまり、被災者は多額の自己負担を負うことが多い。また、住居被害が被災前から存在していた経済的・社会的脆弱性を顕在化させ、社会保障制度への支援ニーズを増大させる場合もある。一方で、住居再建支援制度や社会保障制度によって実際にどの程度ニーズが充足され、どのような残余負担が生じているのかは、十分に明らかではない。本報告では、公開統計や行政資料など複数の公開データを組み合わせることにより、把握が困難な住居再建支援制度の利用実態と残余負担の推計を試みる。さらに、住居再建支援と社会保障制度との関係を整理し、公開データによる分析の可能性と限界を検討する。

自由論題【J】　社会保障・社会福祉２

座長：佐々木貴雄（日本社会事業大学）

榊原賢二郎（国立社会保障・人口問題研究所）

社会経済的観点に基づく障害統計の尺度比較―ワシントングループ簡略質問群・全般的活動制限指標・障害者手帳

障害者の包摂に向けた進捗を定量的に評価するには、障害統計の整備が不可欠である。近年、障害を測定する国際的統計尺度が提唱されている。そうした尺度には、国連と連携した統計専門家会合であるワシントングループによる質問群や、欧州で採用されている全般的活動制限指標が含まれる。日本でも、令和元年度障害者統計の充実に係る調査研究報告書がこれらの導入を勧告し、国民生活基礎調査にワシントングループ簡略質問群、社会生活基本調査に全般的活動制限指標が追加された。他方、日本の障害者施策においては、障害者手帳が対象要件確認の主要な手段となっており、障害者の統計的同定にも活用できる。統計尺度としての障害者手帳の統計的特性は、国際的統計尺度と比較してどう評価されるであろうか。本報告では、公的統計調査の結果を参照しつつ、主に個人の社会経済的状況との関連に着目して、国内外の障害尺度を検討する。

平岡公一（東京通信大学・名誉教授）

コミュニティケア概念再考：社会的包摂と権利保障の視点から

コミュニティケア（community care）は、イギリスで 1950 年代頃から、institutional care の対立概念として広く使われるようになり、精神障害・知的障害分野の脱施設化の動きとの関連で、国際的に普及していった概念である。日本では、地域福祉論の枠内で、この概念の独自の理解に基づく議論が展開されることも多かったが、精神障害・知的障害分野の地域移行の大幅な前進が求められている今日においては、脱施設化の政策・実践との関連で、このコミュニティケア概念の意義の再検討が必要である。本報告は、主に、①ケアを必要とする人々の社会的包摂を基礎づける理念としてのコミュニティケア、②障害者権利条約と障害者基本法にも規定されている、ケアを必要とする人々の権利としてのコミュニティケア、③ジェンダー視点からの批判に基づき再構成されるべき概念としてのコミュニティケアという観点から、この課題に取り組むものである。

孫　琳（同志社大学）

福祉サービス供給システムにおける中国の非営利組織の可能性―日本の社会福祉法人制度を参考にして

中国では、高齢化や少子化の進展、福祉ニーズの多様化を背景として、政府のみならず、社会組織などの非営利組織による福祉サービス供給への期待が高まっている。しかし、政府委託事業への依存や組織基盤の脆弱性などから、その公共的役割が十分に発揮されているとは言い難い。一方、日本では、社会福祉法人が、公的責任のもとで福祉サービスを安定的かつ継続的に提供するとともに、制度のはざまにあるニーズへの対応や地域における公益的な取り組みを通じて、地域福祉の担い手として重要な役割を果たしている。本研究では、日本の社会福祉法人制度を手がかりとして、中国の非営利組織が福祉サービス供給主体として発展する可能性を検討する。まず、日中両国の制度・政策を比較検討し、中国の非営利組織の制度的位置づけと課題を整理する。そのうえで、日本の社会福祉法人制度から得られる示唆を踏まえ、中国における福祉サービス供給システムの多元化に必要な制度的条件と今後の展望について考察する。

自由論題【K】　労働

座長：髙野　剛（立命館大学）

那須蘭太郎（東京大学・院生）

非正規雇用から正規雇用への移動を促進・阻害する諸要因

欧米を中心に、非正規雇用から正規雇用への移動が広く検討されている。非正規雇用就業は、しばしば雇用者によるスクリーニング、調整しやすい労働力のバッファーとして機能する。また、被雇用者側から見れば、時間的調整のしやすい働き方として選択されたり、代替的選択として甘受されたりする。既存研究は、このような雇用者と被雇用者が非正規雇用就業に対して付与する意味によって、正規雇用への移動が異なることを指摘してきた。一方で、非正規雇用が高度に制度化されている日本では、このような検討は十

分に行われていない。特に日本社会では、メンバーシップ型雇用の慣行により、正規雇用的な働き方から逸脱する労働者に対してスティグマが付与され、正規雇用への移動が阻害される可能性がある。本報告では、リクルートワークス研究所の JPSED データを使用したイベントヒストリー分析により、非正規雇用から正規雇用への移動を促進・阻害する個人的・制度的要因を明らかにする。

田中弘美（大阪公立大学）、内藤朋枝（成蹊大学）、山田真也（BPO テクノロジー株式会社）
日本における完全リモートワークの実態と満足度―事例企業における従業員アンケート調査に基づく基礎的分析―

国土交通省（2026）によれば、日本におけるテレワークは新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に急速に普及し、雇用型就業者に占めるテレワーカーの割合は 2021 年度に 27.0％まで上昇した。その後は出社回帰の影響でやや低下したものの、2025 年度も約 25％を維持しており、働き方として定着しつつある。しかし、その多くは出社と在宅勤務を組み合わせた形態であり、都市部に多い。完全リモートワークを実施する企業は依然として少ない。本研究では、完全リモートワークを導入している企業を事例として、その運用実態や成立条件について検討する。また、同社で勤務する労働者を対象に実施したアンケート調査を用い、リモートワークに対する満足度、ワーク・ライフに関する評価、基本属性との関連について記述統計を中心に分析する。本報告は、完全リモートワークの実態に関する基礎的知見を提示するとともに、今後の実証分析に向けた研究課題を整理する。

篠原邦鳩（同志社大学・院生）
日本型雇用慣行に由来する無限定な人事運用がビジネスケアラーの就業継続リスクに与える影響

本報告は、正社員として働きながら 65 歳以上の家族を在宅介護するビジネスケアラーを対象に、日本型雇用慣行に由来する無限定な人事運用が就業継続リスクを高めるプロセスを明らかにする。先行研究では、両立支援施策と介護離職の関連性や、介護負担による健康問題が介護離職に及ぼす影響について多くの知見が蓄積されてきた。しかし、日本型雇用慣行に由来する無限定な人事運用、すなわち「異動可能性」、「残業要求」、「転勤可能性」が健康問題および就業継続リスクに及ぼす影響を検証した研究は限られている。本報告では、正社員 700 名の調査データ（うちビジネスケアラー350 名）を用いて、構造方程式モデリングにより、日本型雇用慣行に由来する無限定な人事運用が疲弊感および離職意向に与える影響を分析する。分析結果に基づき、ビジネスケアラーの就業継続支援においては、両立支援制度利用の有無にとどまらず、日本型雇用慣行に由来する職務・時間・勤務地の無限定な要求に着目する必要性を示す。また、これら三つの無限定性のうち、どの次元への介入が、ビジネスケアラーの就業継続支援において重要となるかを考察する。

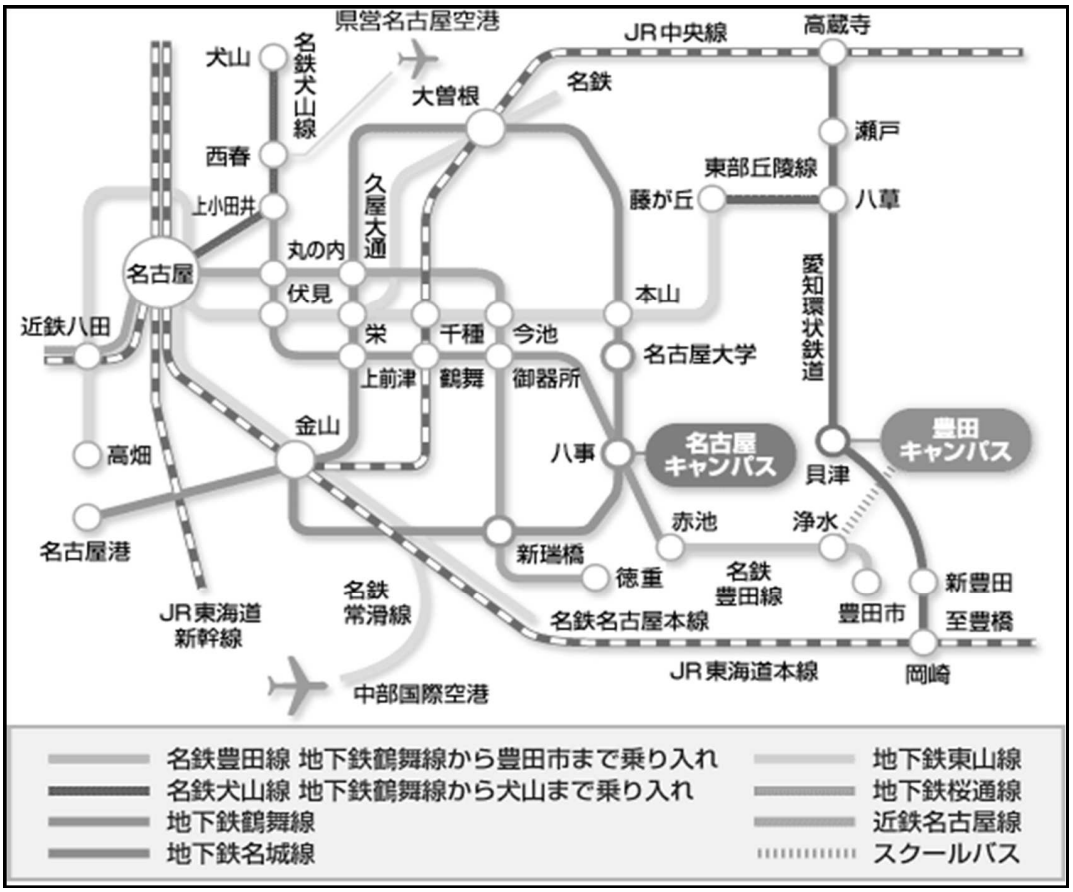
幹事会・各種委員会・専門部会開催場所

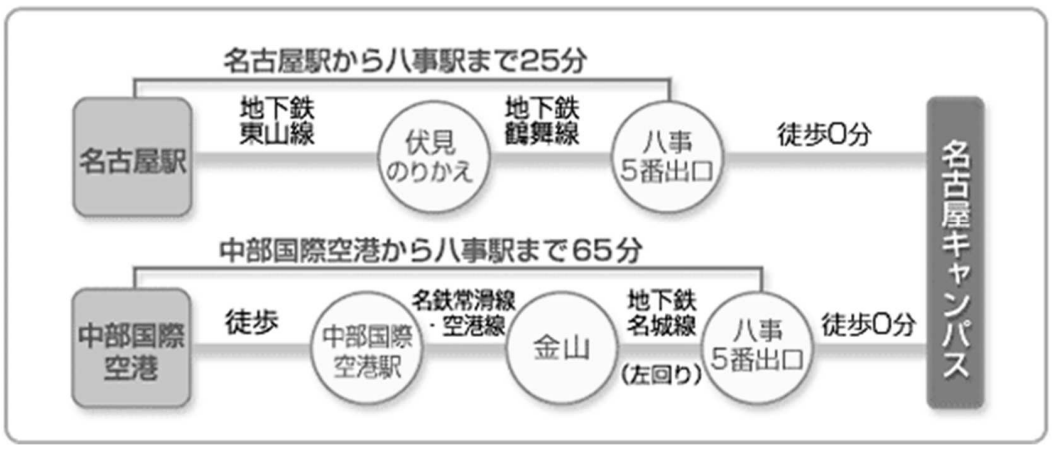
※幹事会・各種委員会・専門部会開催のため、各教室を下記の通り確保しております。
（11 月 28 日・29 日とも）
なお、開催されるかどうか・開催時間帯等は、各会議担当者にご確認ください。

会議名	場所 ※すべてセンタービル（0 号館）
幹事会	9F 第 6 会議室 （11 月 27 日 12:00～29 日終了まで）
学会誌編集委員会	5F 05L
秋季大会企画委員会	5F 05M
春季大会企画委員会	5F 05N
共通論題打ち合わせ	5F 05O
国際交流委員会	5F 05P
地方部会	5F 05Q
ジェンダー部会	5F 05C
労働史部会	5F 05D
総合福祉部会	5F 05E
社会保障部会	5F 05F
非定型労働部会	5F 05G
雇用・社会保障の連携部会	5F 05H
保健医療福祉部会	5F 05I
労働組合部会	5F 05J
アジア部会	5F 05R
社会的排除／包摂部会	5F 05S
産業労働部会	5F 05T

大会会場・交通アクセス

中京大学　名古屋キャンパス　〒466-8666　愛知県名古屋市昭和区八事本町 101-2





キャンパスマップ



清明ホール(1 号館)

共通論題・総会

センタービル(0 号館)

受付・書籍展示・休憩室・分科会・

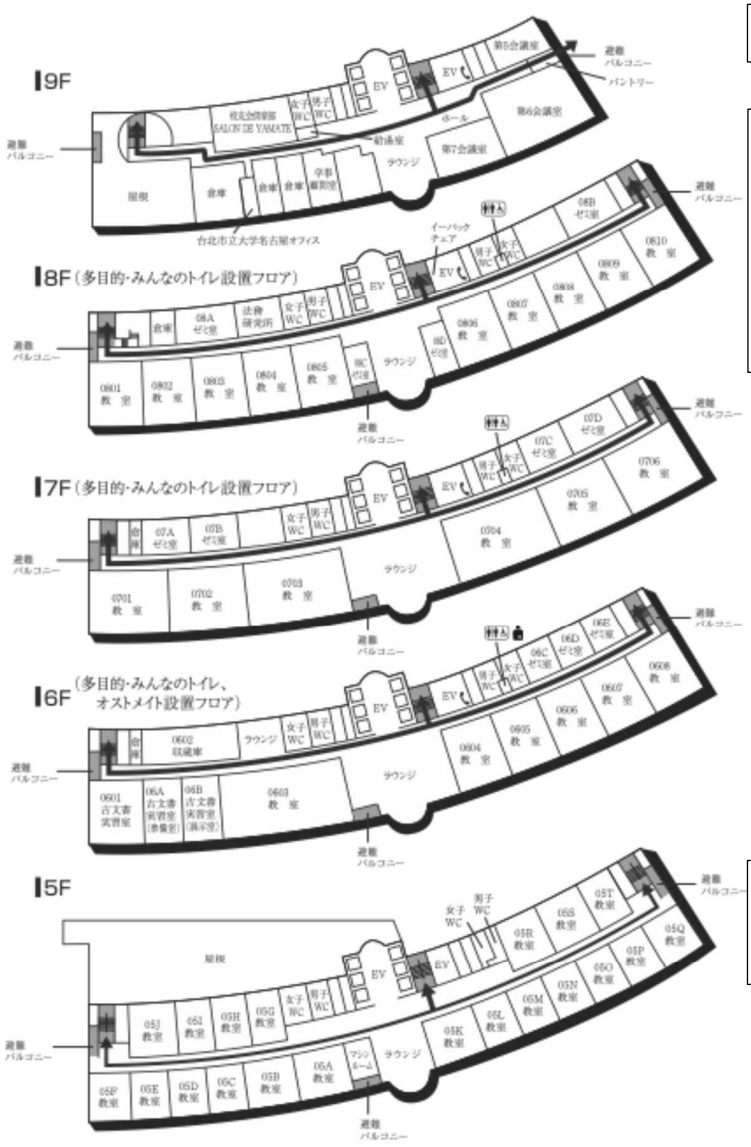
各種委員会・幹事会・懇親会

教室配置

教室配置の概要

	11 月 28 日（土）	11 月 29 日（日）
受付・大会本部	センタービル（0 号館）8F　0805 教室	
総会(28 日)・共通論題(29 日)	1 号館3F 清明ホール	1 号館3F 清明ホール
テーマ別分科会・自由論題	センタービル(0号館)8F 各教室	
書評分科会	センタービル(0号館)5F 05A 教室	センタービル(0 号館)8F 0809・0810 教室
書籍展示	センタービル(0号館) 8F ラウンジ	
弁当配布場所／休憩室	センタービル(0号館) 8F　0806・0807 教室	
幹事会	センタービル(0号館)9F 第6会議室	
各種委員会・専門部会	センタービル(0号館)5F 各教室	
懇親会	センタービル(0号館)2F Chukyo Terrace	

センタービル（0号館）



9F 幹事会（第 6 会議室）

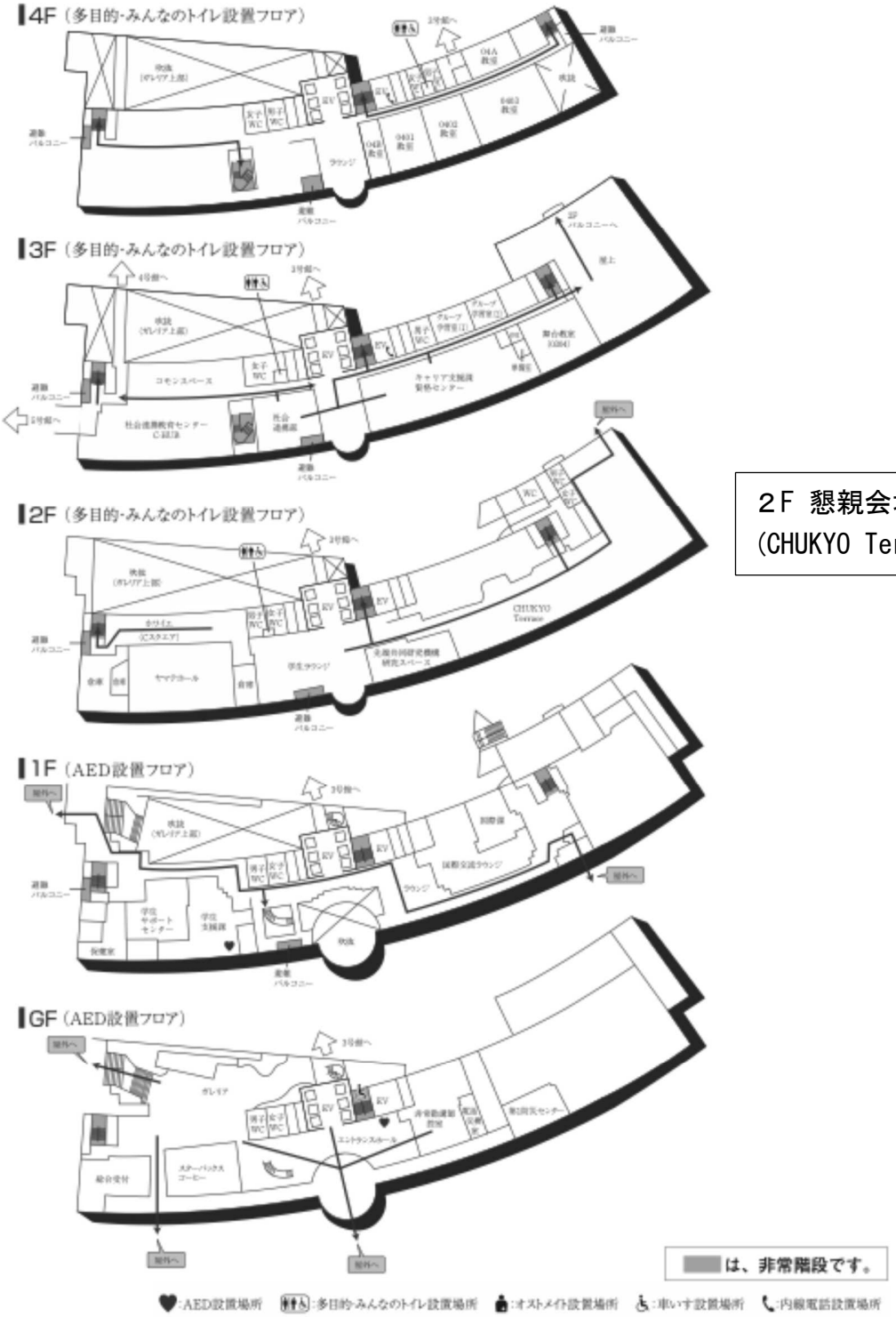
8F　受付・大会本部(0805)
弁当配布・休憩室(0806・0807)
書籍展示(ラウンジ)
テーマ別分科会・自由論題 （各教室）
書評分科会【2 日目】（各教室）

５F　　書評分科会 【1 日目】(05A)
各種委員会・専門部会（各教室）

は、非常階段です。

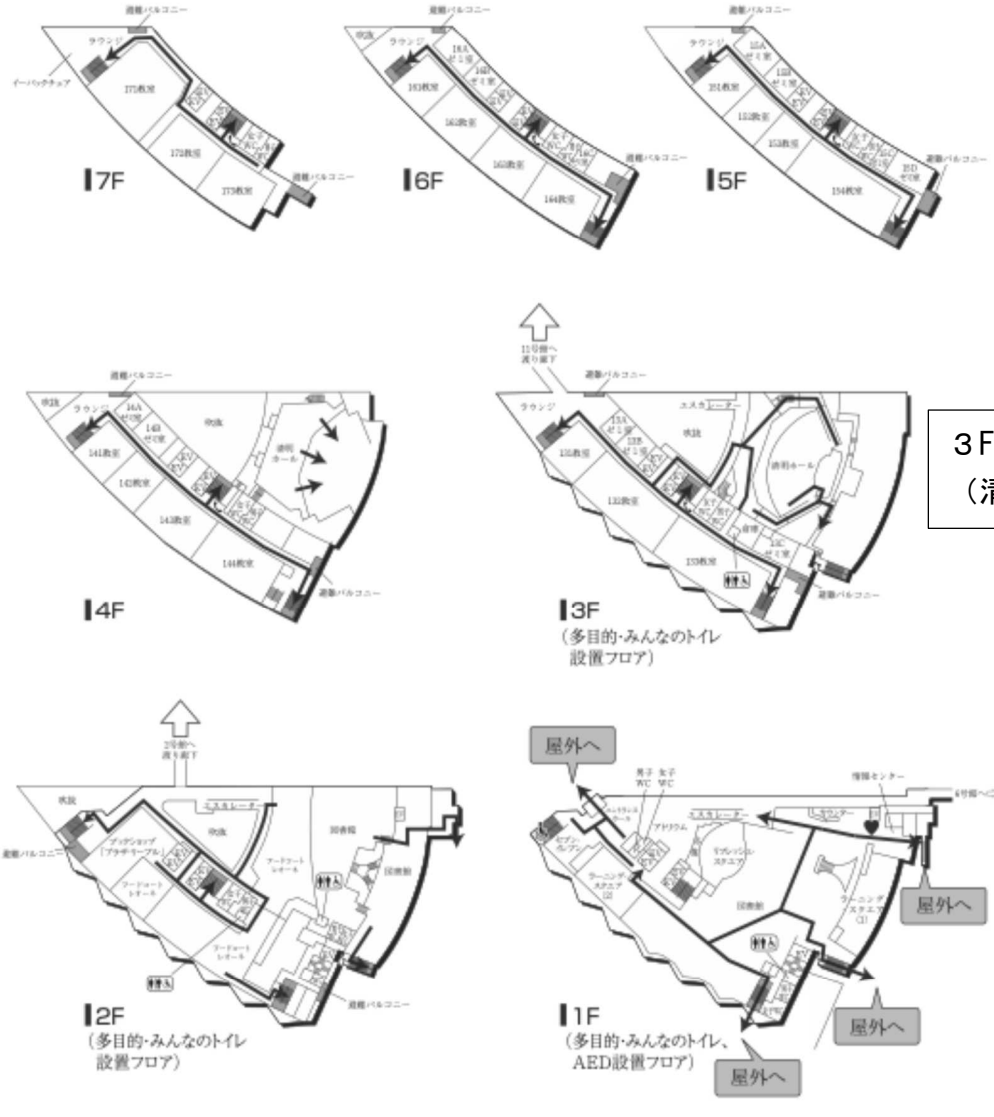
♥:AED設置場所　:多目的・みんなのトイレ設置場所　:オストメイト設置場所　:車いす設置場所　:内線電話設置場所

センタービル（0号館）



２F 懇親会場
(CHUKYO Terrace)

図書館・学術棟（1号館）



３Ｆ　総会・共通論題
（清明ホール）

■は、非常階段です。

♥：AED設置場所　🚻：多目的・みんなのトイレ設置場所　：オストメイト設置場所　：車いす設置場所　：内線電話設置場所

懇親会のご案内

日時：11 月 28 日（土）18:40～20:25

場所：センタービル（0 号館）2 階　CHUKYO Terrace（中京テラス）

懇親会参加費（6,000 円）は大会参加登録と一緒に事前にお申込み・前納ください。準備の都合上、大会当日の懇親会参加申し込みは原則お受けできません。ご了承ください。

